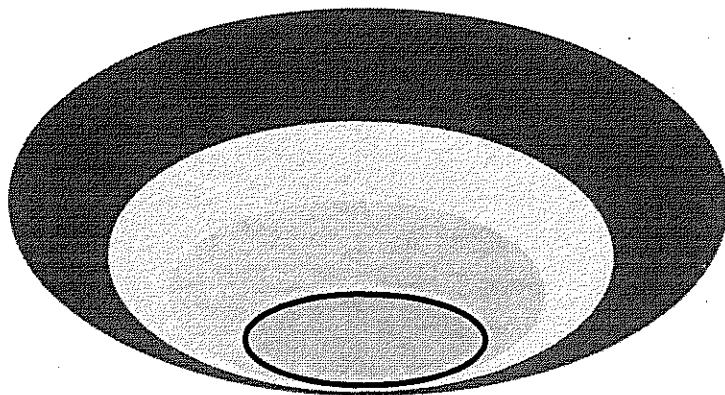


滋賀県原子力防災初動対応マニュアル

Ver. 1

(案)



平成27年 月
滋 賀 県

(国) 原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）から抜粋

第7 結び

そもそも防災とは、新たに得られた知見や、把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。

[目 次]

I 総則	6 頁
1 本マニュアル作成の目的	6 頁
2 本マニュアルの位置づけ	6 頁
3 本マニュアルの対象範囲	6 頁
4 本マニュアルの特徴（作成の考え方）	7 頁
II 対応編	8 頁
1 総則	8 頁
(1) 基本方針	8 頁
«初動対応における基本事項（留意事項）»	9 頁
(2) 組織および動員計画（人員、活動場所）	10 頁
ア 情報収集事態【フェーズ1】	12 頁
イ 警戒事態【フェーズ2】	14 頁
ウ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】	20 頁
エ 全面緊急事態【フェーズ4】	26 頁
(3) 活動内容の概要	34 頁
2 実務遂行マニュアル	36 頁
(1) 担当別	36 頁
■宿日直者	39 頁
■防災危機管理局原子力防災室	40 頁
①勤務時間外	40 頁
②勤務時間内	42 頁
■広報課（災害対策本部広報班）	43 頁
■秘書課（災害対策本部秘書班）	44 頁
■防災危機管理局警戒2号体制対応班	47 頁
■災害警戒本部	53 頁
副知事（本部長）	56 頁
防災危機管理監（副本部長）	56 頁
各部局幹事課長（本部員）	56 頁
危機管理員および警察本部危機管理担当者（連絡員）	56 頁
防災危機管理局副局長（災害警戒本部事務室長）	56 頁
事務室総務・広報班	57 頁
事務室情報班、無線通信・連絡調整班	59 頁
■災害対策本部	61 頁
知事（本部長）	64 頁
副知事（副本部長）	64 頁
知事公室長（本部員）	65 頁
防災危機管理監（本部員）	65 頁
各部局長（本部員）	65 頁

各部局幹事課長（幹事）	66 頁
危機管理員および警察本部危機管理担当者（副幹事）	66 頁
防災危機管理局副局長（事務局長）	66 頁
事務局総務係	68 頁
事務局情報係（情報処理係、情報第1～3係）	100 頁
事務局通信気象係	103 頁
対策拠点施設（オフサイトセンター）派遣職員（OFC派遣職員）	104 頁
各部（主な担当班について記載）	108 頁
総務班	108 頁
環境政策班	108 頁
琵琶湖政策班	108 頁
循環社会推進班	108 頁
森林政策班	108 頁
健康福祉政策班	109 頁
健康医療班	109 頁
医療福祉推進班	109 頁
障害福祉班	110 頁
生活衛生班	110 頁
子ども・青少年班	110 頁
薬務感染症対策班	111 頁
商工政策班	111 頁
観光交流班	111 頁
農政班	111 頁
農業経営班	112 頁
畜産班	112 頁
水産班	112 頁
スポーツ健康班	112 頁
企業部	113 頁
■地方本部	114 頁
■県緊急時モニタリング本部	116 頁
(2) 活動項目別（確認シート）	118 頁
情報の収集・整理・連絡	118 頁
対策本部の設置・運営	134 頁
広報活動	150 頁
モニタリング	158 頁
防護措置	166 頁

別冊

◎各種様式等

別冊

III 参考資料編

1 原子力防災参考資料	5 頁
(1) 福井県所在原子力施設一覧	7 頁
(2) 原子力防災に関する基礎知識	19 頁
ア 放射線、放射能に関する基礎知識	19 頁
イ 原子力発電所の概要	30 頁
ウ 核燃料物質輸送の概要	39 頁
エ 原子力防災に係る法体系の概要	46 頁
オ 原子力災害により予測される影響と本県の対応	50 頁
(3) 原子力防災関係システムおよび主な資機材	60 頁
ア 原子力防災関係システム	60 頁
イ 放射線モニタリング機器	65 頁
ウ 放射性核種分析装置	68 頁
エ 防護資機材	69 頁
2 原子力防災用語集	71 頁
(1) 事故・故障等に対する用語	72 頁
(2) 原子力防災に関する用語（あいうえお順に整理）	73 頁

別掲：緊急時連絡先一覧

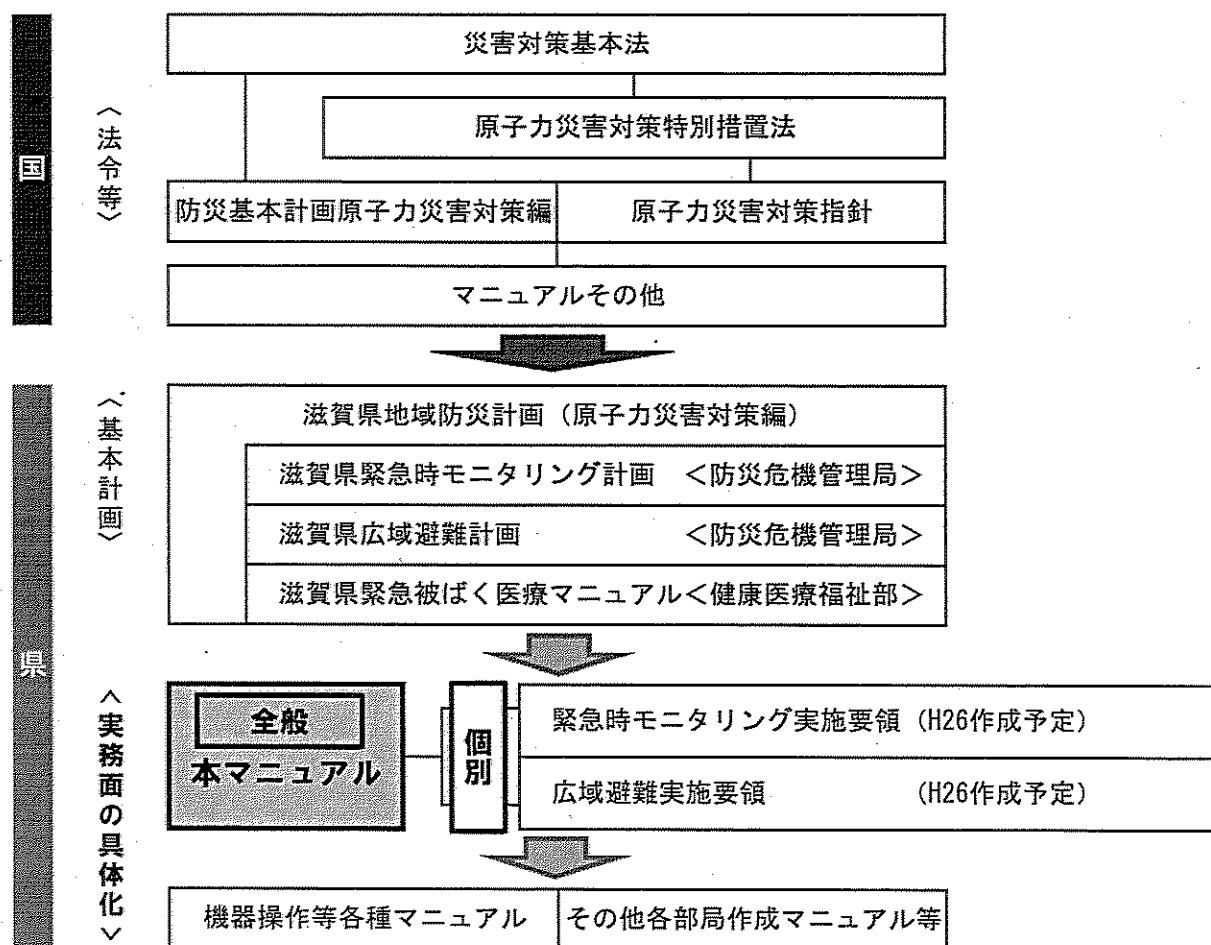
滋賀県原子力防災初動対応マニュアル（案）

Ⅰ 総則

1 本マニュアル作成の目的

- 本県職員が滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づく原子力災害対策に係る初動対応を迅速かつ的確に講じられるよう、その実施すべき具体的活動内容を整理する。
- 県、国、関係府県、関係市町、自衛隊、県警察、関係消防本部、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者等の防災関係機関一体となった原子力防災体制の構築に資するよう、県と他の各防災関係機関との連絡調整・連携のあり方を整理する。

2 本マニュアルの位置づけ



3 本マニュアルの対象範囲

- 福井県に所在する原子力施設において、または県内における核燃料物質等輸送中の事故により、緊急事態（滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）において、原子力施設の状況に応じて、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の4つに区分）に至った場合の初期段階における緊急応急対策（以下「初動対応」という。）を対象とする。
→ 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言発出後の「原子力災害中長期対策」は対象外とする。

- また、主として以下の職員の活動を対象とする。
 - ・ 県本庁および県地方行政機関（土木事務所等）における職員の活動
 - ・ 現地災害対策拠点（オフサイトセンター）における本県派遣職員の活動

[緊急事態区分]

区分	状況	区分の適用基準
情報収集事態 【フェーズ1】	原子力施設立地市町村において、震度5弱以上の地震が発生した状況（原子力施設立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合は除く。）	①福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱または5強の地震が発生したとき ②原子力規制委員会から情報収集事態が発生したこととの連絡があったとき ③その他防災危機管理監が警戒配備体制を決定したとき
警戒事態 【フェーズ2】	公衆への放射線による影響やそのおそれがあるものではないが、原子力施設における異常事態の発生またはそのおそれがある状況	①福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発令されたとき ②原子力規制委員会から警戒事態が発生したこととの連絡があったとき ③原子力防災管理者から警戒体制を発令したこととの連絡があったとき ④その他副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき
施設敷地緊急事態 【フェーズ3】	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状況	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき ②原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したこととの連絡があったとき ③福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき ④その他副知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
全面緊急事態 【フェーズ4】	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状況	①原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したこととの連絡があったとき ②内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

4 本マニュアルの特徴（作成の考え方）

(1) 実践性を重視

- 初動対応がスムーズに行えるよう、要員個々の視点での具体的な活動（誰が、何を、どのような手段で、いつ行うのか）を整理している。
- 実践性について学識者から評価が高い「鉄道テロマニュアル」を参考（担当別、活動項目別（「対応確認シート」）に、具体的な活動内容を時系列で整理。）に作成している。
- 作成後も実動訓練等を通じた検証を実施する。固定的なものとせず、不断に見直しを行っていく。

(2) 平常時の学習用資料として使用できるよう配慮

- 原子力防災は風水害、地震といった自然災害とは異なる特殊性を有することや、専門的かつ特有の用語が使用されることから、原子力災害発生時の対応だけでなく、平常時の学習用資料としても活用できるよう、原子力防災についての参考資料、関係用語集を付属している。

II 対応編

1 総則

初動対応の基本方針、組織および動員計画（人、活動場所）ならびに活動内容の概要（全体の流れ図等）を整理している。

(1) 基本方針

- 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）で定められた配備レベルおよび配備体制に基づき、具体的な活動体制（組織および動員）を確立する。事態区分（フェーズ）に応じ、要員一体となって、他の防災関係機関との連携を図りながら初動対応を推進する。
- また、滋賀県緊急時モニタリング計画に基づき、警戒事態【フェーズ2】以降、県モニタリング本部を併せて設置する。施設敷地緊急事態【フェーズ3】以降設置される国の緊急時モニタリングセンターの主導の下、緊急時モニタリングを実施する。実測により放射性物質拡散の状況を把握し、国からの指示（要請）に基づき、または県独自の判断により必要な防護措置を実施する。

※ 緊急時モニタリングの実測値を迅速かつ一元的に把握するため、モニタリング情報共有システムを整備し、活用する。

配備レベル		配備体制	
情報収集事態 【フェーズ1】	①福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱または5強の地震が発生したとき ②原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ③その他防災危機管理監が警戒配備体制を決定したとき	■警戒配備 ・防災危機管理局警戒2号体制班配備 ・（原子力防災室2名配備） ・広報課2名配備	
警戒事態 【フェーズ2】	①福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発令されたとき ②原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき ③原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき ④その他副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	■災害警戒本部設置 ・本部長=副知事 ・副本部長=防災危機管理監 ・本部員=13課長 ・本部事務室 ■広報課3名配備 ■災害警戒地方本部設置 ・本部長=地域防災監	■県緊急時モニタリング本部設置
施設敷地緊急事態 【フェーズ3】 (原災法10条) 特定事象	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき ②原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき ③福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき ④その他知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき	■災害対策本部設置 ・本部長=知事 ・副本部長=副知事 ・本部員=防災危機管理監、各部長等 ・本部事務局 ・各部	■現地災害対策拠点へ職員派遣
全面緊急事態 【フェーズ4】 (原災法15条) 緊急事態宣言	①原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき ②内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき	■災害対策地方本部設置 ・本部長=地域防災監	■緊急時モニタリングセンターへ職員派遣

《初動対応における基本事項（留意事項）》

① 心得

- 住民の生命の確保を最優先に考慮すること。
- 冷静に、正確かつ迅速な行動に努力すること。
- 自組織内および関係機関等との情報共有に努め、連携して行動すること。
- パニック防止（あせらない、あわてない、必死になりすぎない。ときには深呼吸を。）

② 情報伝達

〔口頭による情報伝達〕

- 自らの所属・氏名を明確に伝達するとともに、連絡先等を確認すること。
- 連絡の時刻、相手方の所属・氏名を記録すること。メモ等を確認しながら、連絡内容の漏れがないよう注意すること。
- 明瞭・簡潔に情報を伝達すること。復唱し、誤解を招かない伝達に努力すること。
- 数値、単位を確実に伝達すること。
- 相手が不在の場合は、代理者に確実に連絡依頼または再度連絡すること。

〔連絡様式による情報伝達〕

- 発信元、連絡先、連絡時刻を明確に記述すること。
- 伝達内容は、明瞭・簡潔に記述すること。
- 予め定められた手段、伝達経路等に従い、迅速に実施すること。

〔その他〕

- 館内放送を活用し、庁舎内関係者間での情報共有を図ること。

③ 会議の開催

- 会議開催案内は事前に明確に周知すること。開催時刻が近づいたら再度アナウンスすること。
- 会議冒頭で、会議の名称、目的、参加者、決定すべき事項の有無等を確認すること。また、予定終了時刻を明確化すること。
- 司会進行と判断者の役割を明確に区分すること。効率的議事進行に努力すること。
- 現段階の状況における参加者の認識を統一すること。
- 説明・報告は、端的に行うこと。
- 会議開催中に重大な事態の進展があった時は、議事を中断し、当該情報を報告すること。
- 終了時に、会議での決定事項を改めて確認すること。
- 終了時に、今後の予定、次回の開催予定等を明確化すること。

④ その他

- 報道機関向け提供資料など外部へ公表する資料については、作成者以外によるチェック（原則2名以上）を行った上で公表手続を行うこと。数値や地名等を扱う場合には特に注意すること。

(2) 組織および動員計画（人員、活動場所）

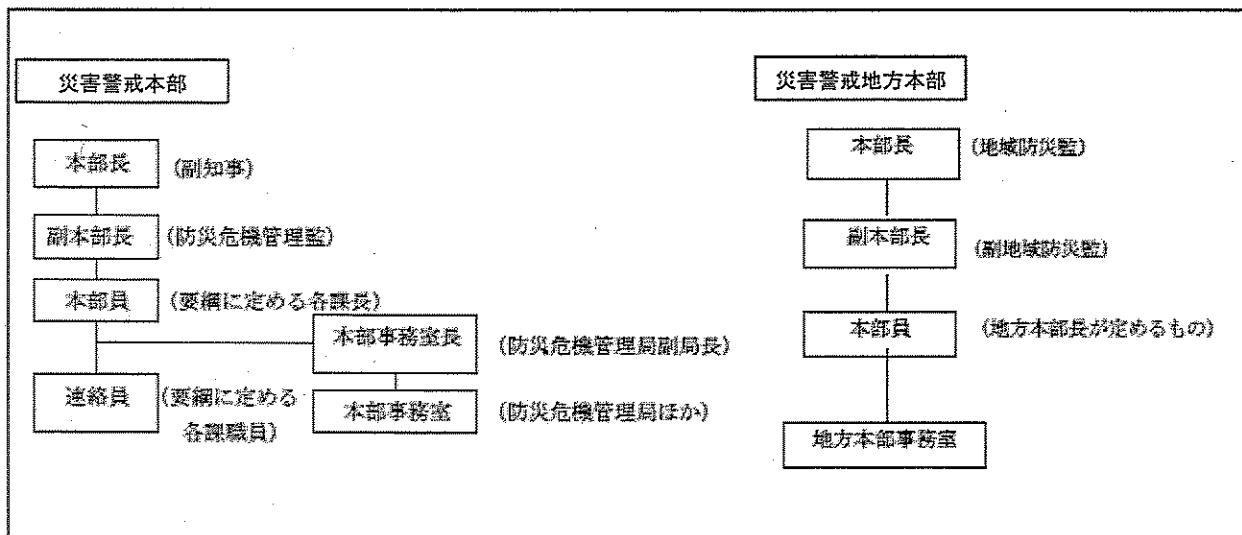
※ 原子力災害の特殊性を鑑み、「防災危機管理局職員」には、原子力防災室職員は含まれないものとして整理している。

※ 関係課等は、本動員計画に基づき、参考対象者名簿および連絡表等を整備するものとする。

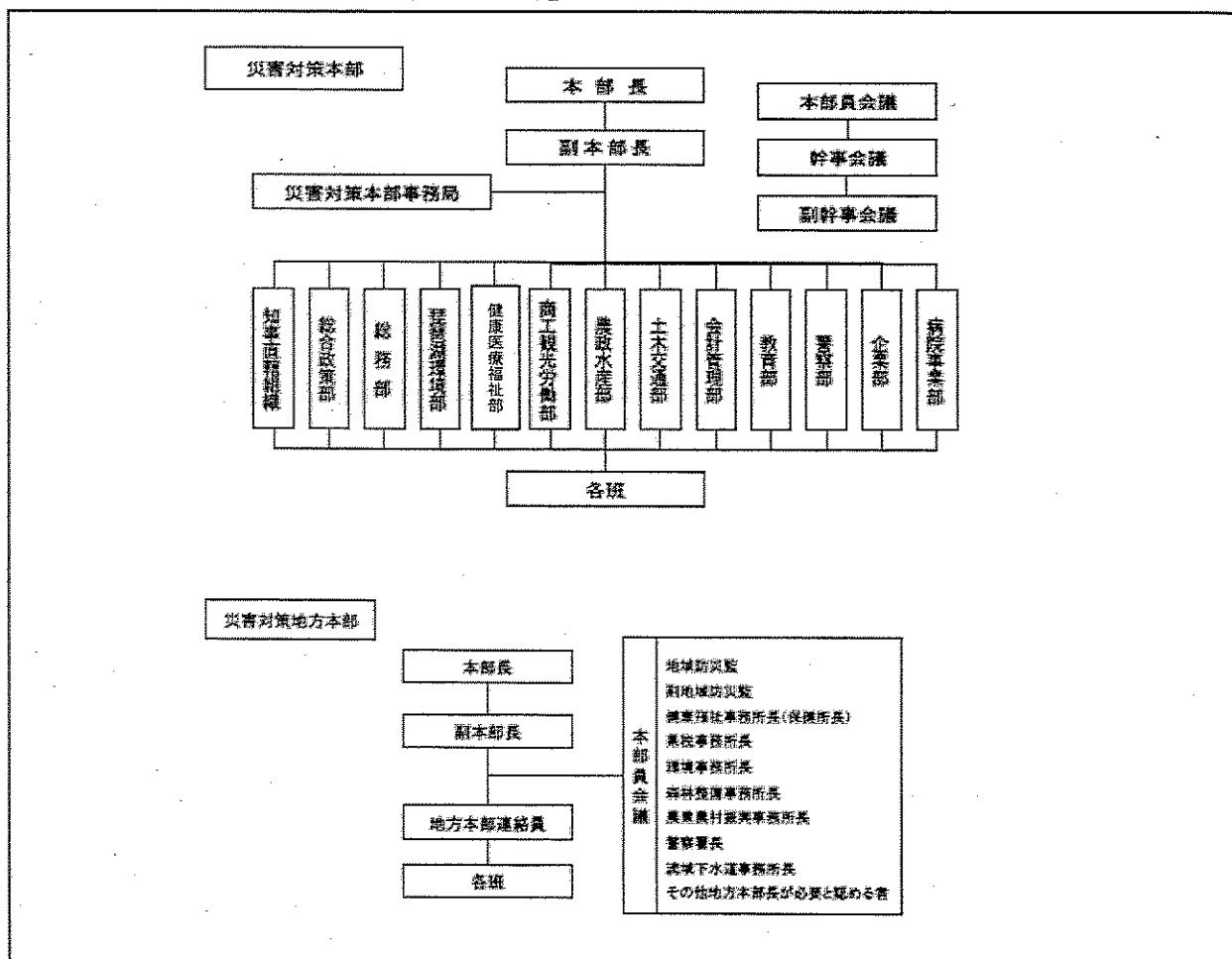
※ 複合災害が発生した場合については、人員配備を柔軟に変更できるものとする。

【県本部体制図】

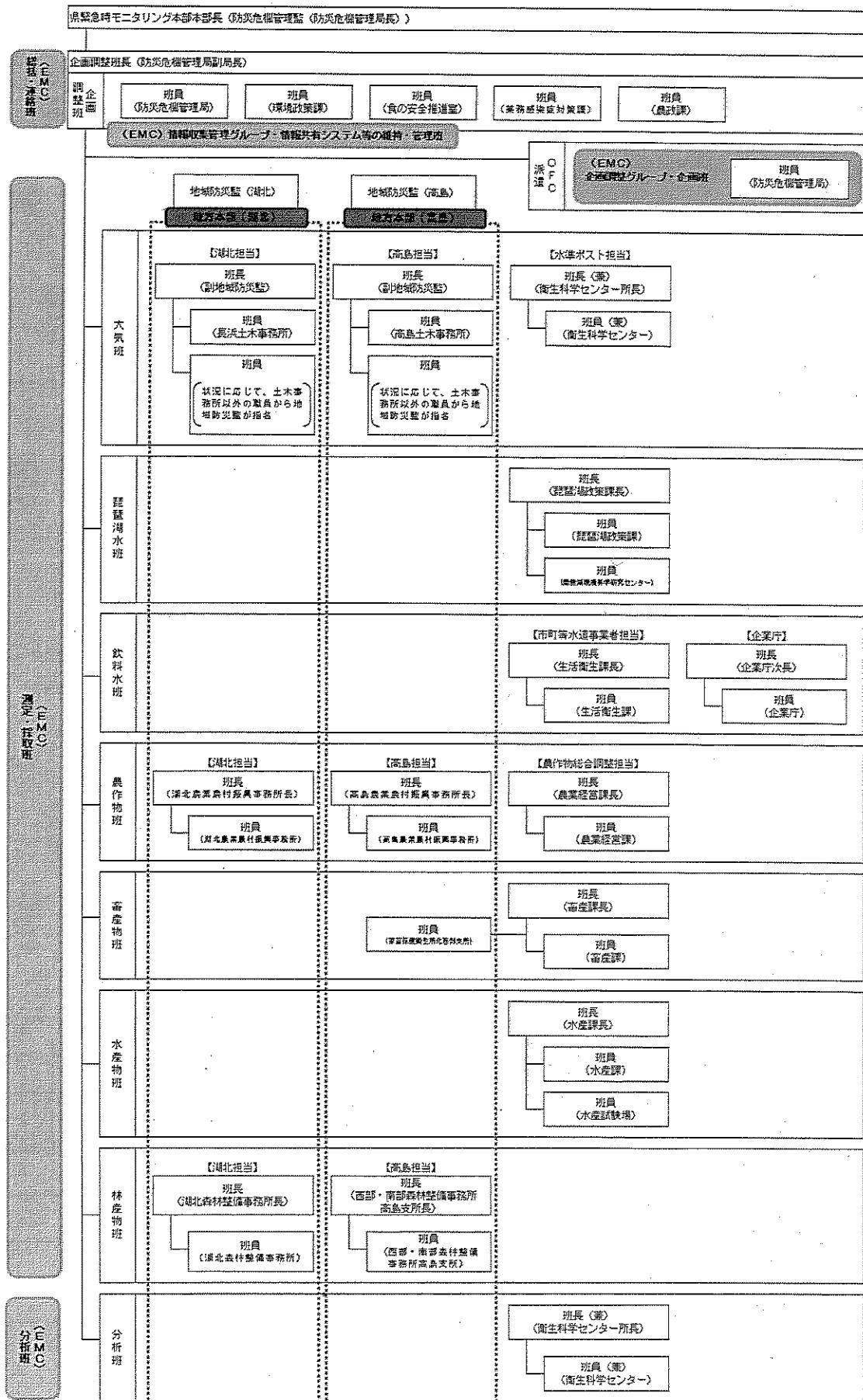
【警戒事態】



【施設敷地緊急事態時、全面緊急事態時】



滋賀県緊急時モニタリング本部（兼）（国）緊急時モニタリングセンター（EMC）測定分析担当滋賀県グループ



ア 情報収集事態【フェーズ1】

配備体制	警戒配備																													
① 防災危機管理局警戒2号体制対応班																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所掌事務</th><th>総括責任者</th><th>1 各事務の総括、公表資料の確認に関すること</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務・広報班</td><td></td><td> 1 県幹部職員への情報提供（資料配付）（知事、副知事、知事公室長、秘書課長） 2 土木事務所、県航空隊との連絡調整 3 災害関係の広報活動 <ul style="list-style-type: none"> (1) 広報課との連絡調整 (2) 報道発表資料の印刷、広報課への提出 (3) 県議会議員からの問合せ対応 (4) 報道機関等からの問合せ対応 </td></tr> <tr> <td>情報・連絡調整班</td><td></td><td> 1 災害情報等の収集・整理 <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集・整理 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者（関西電力、日本原電、原子力機構） ・原子力規制庁規制事務所（敦賀、美浜、大飯、高浜） ・福井県その他関係府県 ・その他 (2) 気象情報の収集・整理（彦根気象台メール情報） 2 報道発表資料の作成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報道発表資料（原稿）の作成、ホームページへの掲載 (2) 県警との発表資料の確認、連絡調整 (3) 関係課からの資料提供の調整 3 県の災害応急対策の実施状況の把握 4 防災関係機関の災害応急対策の実施状況の把握 5 災害情報、気象情報の防災関係機関への提供 6 消防庁、内閣府等への報告 7 防災行政無線による連絡の確保 8 防災情報システムの運用 </td></tr> <tr> <td>要員</td><td>総括責任者</td><td>防災危機管理局チームリーダーから選任</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>※原子力防災室職員を除く、防災危機局警戒2号体制対応班員で構成</td><td>総務・広報班</td><td>防災危機管理局職員から選任</td><td>2名</td></tr> <tr> <td></td><td>情報・連絡調整班</td><td>防災危機管理局職員から選任</td><td>2名</td></tr> <tr> <td></td><td>計</td><td></td><td>5名</td></tr> <tr> <td colspan="2">(※原則、当番日において8:30～翌日8:30まで対応。5班によるローテーション。)</td></tr> <tr> <td>活動場所等</td><td>本館2階：防災危機管理局無線統制室</td></tr> </tbody> </table>		所掌事務	総括責任者	1 各事務の総括、公表資料の確認に関すること	総務・広報班		1 県幹部職員への情報提供（資料配付）（知事、副知事、知事公室長、秘書課長） 2 土木事務所、県航空隊との連絡調整 3 災害関係の広報活動 <ul style="list-style-type: none"> (1) 広報課との連絡調整 (2) 報道発表資料の印刷、広報課への提出 (3) 県議会議員からの問合せ対応 (4) 報道機関等からの問合せ対応 	情報・連絡調整班		1 災害情報等の収集・整理 <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集・整理 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者（関西電力、日本原電、原子力機構） ・原子力規制庁規制事務所（敦賀、美浜、大飯、高浜） ・福井県その他関係府県 ・その他 (2) 気象情報の収集・整理（彦根気象台メール情報） 2 報道発表資料の作成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報道発表資料（原稿）の作成、ホームページへの掲載 (2) 県警との発表資料の確認、連絡調整 (3) 関係課からの資料提供の調整 3 県の災害応急対策の実施状況の把握 4 防災関係機関の災害応急対策の実施状況の把握 5 災害情報、気象情報の防災関係機関への提供 6 消防庁、内閣府等への報告 7 防災行政無線による連絡の確保 8 防災情報システムの運用	要員	総括責任者	防災危機管理局チームリーダーから選任	1名	※原子力防災室職員を除く、防災危機局警戒2号体制対応班員で構成	総務・広報班	防災危機管理局職員から選任	2名		情報・連絡調整班	防災危機管理局職員から選任	2名		計		5名	(※原則、当番日において8:30～翌日8:30まで対応。5班によるローテーション。)		活動場所等	本館2階：防災危機管理局無線統制室
所掌事務	総括責任者	1 各事務の総括、公表資料の確認に関すること																												
総務・広報班		1 県幹部職員への情報提供（資料配付）（知事、副知事、知事公室長、秘書課長） 2 土木事務所、県航空隊との連絡調整 3 災害関係の広報活動 <ul style="list-style-type: none"> (1) 広報課との連絡調整 (2) 報道発表資料の印刷、広報課への提出 (3) 県議会議員からの問合せ対応 (4) 報道機関等からの問合せ対応 																												
情報・連絡調整班		1 災害情報等の収集・整理 <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集・整理 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者（関西電力、日本原電、原子力機構） ・原子力規制庁規制事務所（敦賀、美浜、大飯、高浜） ・福井県その他関係府県 ・その他 (2) 気象情報の収集・整理（彦根気象台メール情報） 2 報道発表資料の作成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報道発表資料（原稿）の作成、ホームページへの掲載 (2) 県警との発表資料の確認、連絡調整 (3) 関係課からの資料提供の調整 3 県の災害応急対策の実施状況の把握 4 防災関係機関の災害応急対策の実施状況の把握 5 災害情報、気象情報の防災関係機関への提供 6 消防庁、内閣府等への報告 7 防災行政無線による連絡の確保 8 防災情報システムの運用																												
要員	総括責任者	防災危機管理局チームリーダーから選任	1名																											
※原子力防災室職員を除く、防災危機局警戒2号体制対応班員で構成	総務・広報班	防災危機管理局職員から選任	2名																											
	情報・連絡調整班	防災危機管理局職員から選任	2名																											
	計		5名																											
(※原則、当番日において8:30～翌日8:30まで対応。5班によるローテーション。)																														
活動場所等	本館2階：防災危機管理局無線統制室																													

② 原子力防災室

所掌事務	全般	
要員 (勤務時間外の場合)	室職員 (※当初は、チームリーダーおよび技師（原子力）。事態が長期化した場合は、原則、2名×3班体制でローテーション)	2 名
活動場所等	本館 2 階：防災危機管理局原子力防災室執務室	

③ 広報課

所掌事務	報道対応、SNSによる情報発信、(ホームページ作成支援)	
要員 (勤務時間外の場合)	課職員 (※事態が長期化した場合は、広報課が別途定めるところにより交代要員を確保。)	2 名
活動場所等	本館 3 階：広報課執務室	

イ 警戒事態【フェーズ2】

配備体制	災害警戒本部設置
------	----------

① 災害警戒本部

所掌事務 (滋賀県災害警戒本部要綱に基づき整理)	本部長	警戒本部の事務の総理		
	副本部長	本部長の補佐、本部長に事故あるときは本部長職務代理		
	本部員	警戒本部の事務の遂行への参画		
	連絡員	上司の命を受け、当該部の所掌事務で、災害予防、応急対策の実施に関する事務局の事務を処理し、その所属する部内の連絡調整を図る。		
	本部事務室	事務室長	警戒本部の事務処理の総括	
要員	本部事務室	総務・広報班	1 本部員会議、連絡員会議の開催 2 地方本部との連絡調整 3 本部付職員の服務管理 4 災害関係の広報活動 5 報道機関に対する災害情報の提供 6 その他警戒本部の庶務	
		情報班	1 災害情報の収集・整理 2 報道機関に対する各種資料の作成 3 県の災害応急対策の実施状況の把握 4 防災関係機関の災害応急対策の実施状況の把握 5 防災行政無線による連絡の確保 6 災害情報の地方本部および防災関係機関への提供 7 消防庁等への報告	
		無線通信・連絡調整班		
	本部長	副知事	1 名	
	副本部長	防災危機管理監	1 名	
	本部員	各部局幹事課長	13 名	
	連絡員	危機管理員および警察本部危機管理担当者	13 名	
要員	本部事務室 ※防災危機管理局2号体制 対応班員(2班体制(メイン班+サブ班)による対応)および原子力防災室職員で構成	事務室長	防災危機管理局副局長	
		総務・広報班	班長	原子力防災室長 (2号体制対応班(メイン班) 総括責任者)
			※当初、防災危機管理局警戒2号体制対応班(メイン班)総括責任者が班長を補佐。その後、原子力防災室長と防災危機管理局2号体制対応班(メイン班)総括責任者とが交代で班長を務める。	
		班員	本部員会議開催準備、会議運営(機器操作等も含む。)	原子力防災室職員から選任(※情報班と兼務)
				1 名
				防災危機管理局職員から選任
				1 名

要員	本部事務室 ※防災危機管理局2号体制 対応班員（2 班体制（メイン 班+サブ 班）による対 応）および原 子力防災室職 員で構成	総務・広報班	班員	他班、緊急時モニタリング本 部、事務局内他係との連絡調 整	防災危機管理局 職員から選任	1 名
				他機関との連絡調整		
				庶務（職員の動員計画、飲食 物手配等）		1 名
		情報班	班長	※当初、防災危機管理局警戒2号体制対応班（サブ班）総括責任者 が班長を補佐。その後、原子力防災室チームリーダーと防災危機管理局2号体制対応班（サブ班）総括責任者とが交代で班長を務める。		原子力防災室 チームリーダー (2号体制対応 班（サブ班）総 括責任者)
				班員	関係機関からの情報収集、関 係機関への情報伝達	原子力防災室職 員から選任（※ 総務・広報班と 兼務）
					情報整理、時系列作成、関係 書類整理・保管	防災危機管理局 職員から選任
					報道機関向け提供資料作成、 ホームページ掲載	
				班員	他班、緊急時モニタリング本 部、事務局内他係との連絡調 整	
					無線通信・連 絡調整班	館内放送
		計				40 名
活動場所等	本館2階：防災対策会議室、防災危機管理局原子力防災室執務室、無線統制室					

② 広報課

所掌事務	報道対応、SNSによる情報発信、（ホームページ作成支援）	
要員	（勤務時間外の場合）	広報課長、課職員2名（※事態が長期化した場合 は、広報課が別途定めるところにより交代要員を確 保。）
活動場所等	本館3階：広報課執務室	

③ 本庁各部局（地域防災計画（風水害対策編）動員計画に準じて以下のとおり配備）

所掌事務	各部局内の連絡調整・情報共有、本部事務室との連絡調整・情報共有		
要員 (※事態が長期化した場合は、各課が別途定めるところにより交代要員を確保。)	知事直轄組織	秘書課	2名
	総合政策部	企画調整課	2名
	総務部	人事課	2名
	琵琶湖環境部	環境政策課	2名
	健康医療福祉部	健康福祉政策課	2名
	商工観光労働部	商工政策課	2名
	農政水産部	農政課	2名
	土木交通部	監理課	1名
	会計管理局	管理課・会計課	1名
	教育委員会事務局	教育総務課	2名
		学校教育課	1名
	企業庁		1名
	病院事業庁	経営管理課	1名
計			21名
活動場所等	各課執務室		

④ 災害警戒地方本部（地域防災計画（風水害対策編）動員計画に準じて以下のとおり配備）

所掌事務	各災害警戒地方本部の組織および運営要領に基づき地方本部長が定めるところによる。		
要員 (※事態が長期化した場合は、各事務所が別途定めるところにより交代要員を確保。)	地方本部長	地域防災監	1名
	地方副本部長	副地域防災監	1名
	地方本部員	県税事務所長、環境事務所長、森林整備事務所長、健康福祉事務所長、農業農村振興事務所長	5名
	本部事務室	事務室長	土木事務所経理用地課長（（兼）副地域防災監）
		事務室	土木事務所職員から選任
	(※事態が長期化した場合は、各土木事務所が別途定めるところにより交代要員を確保。)		
	各事務所	県税事務所	1名
		環境事務所	1名
		森林整備事務所	1名
		農業農村振興事務所	1名
		健康福祉事務所	2名
	計		
	全警戒地方本部 合計		
活動場所等	各合同庁舎会議室、各事務所執務室		

⑤ 県緊急時モニタリング本部

所掌事務	本部長	県緊急時モニタリング本部の事務の総理		
	企画調整班	1 モニタリング実施内容の検討、指示 2 固定観測局のデータ監視および固定観測局(防災用)の運用管理 3 モニタリング情報共有システムの運用管理 4 モニタリング結果の集約 5 モニタリング結果の公表 6 災害警戒本部事務室ほか関係機関との連絡調整		
	大気班	1 空間放射線量率、積算線量の測定地点の選定および測定 2 固定観測局(水準調査用)の運用管理		
要員	本部長 (兼) 警戒本部副本部長	防災危機管理監		
	企画調整班	班長 (兼) 警戒本部事務室長	防災危機管理局副局長	1 名
		班員	原子力防災室職員から選任	1 名
			防災危機管理局職員(防災危機管理局警戒2号体制対応班構成員)から選任	1 名
要員	大気班 (※事態が長期化した場合は、各土木事務所および衛生科学センターが別途定めるところにより交代要員を確保。)	【湖北担当】 班長 (兼) 地方副本部長 2名×2班	副地域防災監(湖北) 長浜土木事務所職員から選任 ※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任	1 名 4 名
		【高島担当】 班長 (兼) 地方副本部長 2名×2班	副地域防災監(高島) 高島土木事務所職員から選任 ※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任	1 名 4 名
		【水準ポスト担当】 班長 班員	衛生科学センター所長 衛生科学センター職員から選任	1 名 1 名
		計		
活動場所等	企画調整班：本館2階第1委員会室 大気班：湖北、高島各合同庁舎会議室、衛生科学センター			

※警戒事態における防災危機管理局職員のローテーションの考え方

災害警戒本部事務室および県緊急時モニタリング本部企画調整班の事務について、原則として、防災危機管理局2号体制対応班2班体制（日割表におけるメイン班＋サブ班）により、以下のローテーションで対応を行う。

例)		メイン班	サブ班
① 4月1日8時30分～4月2日8時30分	:	1班	+ 3班
② 4月2日8時30分～4月3日8時30分	:	2班	+ 4班
③ 4月3日8時30分～4月4日8時30分	:	3班	+ 5班
④ 4月4日8時30分～4月5日8時30分	:	4班	+ 1班
⑤ 4月5日8時30分～4月6日8時30分	:	5班	+ 2班
① 4月6日8時30分～4月7日8時30分	:	1班	+ 3班

(以下①～⑤の組合せを繰り返し)

※警戒事態における原子力防災室職員（計6名）の配備の考え方

①	原子力防災室長	災害警戒本部事務室総務・広報班長を務める。 事態長期化の場合、災害警戒本部事務室を構成する防災危機管理局警戒2号体制対応班（メイン班）総括責任者とローテーション勤務。
②	原子力防災室チームリーダー	災害警戒本部事務室情報班長を務める。 事態長期化の場合、災害警戒本部事務室を構成する防災危機管理局警戒2号体制対応班（サブ班）総括責任者とローテーション勤務。
③	その他原子力防災室職員（4名）	災害警戒本部事務室に1名、県緊急時モニタリング本部企画調整班に1名を配備。 事態長期化の場合、2名×2班体制でローテーション勤務。

メモ欄

ウ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】

配備体制	災害対策本部設置			
① 災害対策本部				
所掌事務 (災害対策本部要綱に基づき整理)	本部長	災害対策本部の事務の総括、所部の職員を指揮監督		
	副本部長	本部長の補佐、本部長職務代理		
	本部員	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事		
	幹事	1 本部長の命を受け、災害予防および応急対策の円滑な実施を図るとともに当該本部員を補佐 2 それぞれの職務に応じ、事務局長を補佐		
	副幹事	上司の命を受け、当該部の所掌事務で、災害予防、応急対策の実施に関する事務局の事務を処理し、その所属する部内の連絡調整を図る。		
本部事務局	事務局長	本部長の命を受け、対策本部の事務を推進し、事務局の所掌事務を統括		
	事務局次長	事務局長の補佐、事務局長職務代理		
	総務係	1 事務局の総合調整 2 災害対策に関し、対策本部各組織相互間ならびに県内市町および関係機関相互間の連絡調整 3 自衛隊への災害派遣要請に関し、関係自衛隊ならびに対策本部の各組織、県内市町および関係機関相互間の連絡調整 4 本部員会議の開催 5 その他対策本部の庶務		
	情報係 (情報処理係、情報第1~3係)	1 災害に対する情報の収集および伝達 2 災害広報 3 方面別、部門別被害情報等の分類、整理、報告、伝達 4 災対法および関係法令に規定する報告等 5 地方本部および県内市町の被害情報等の収集、整理、報告、伝達 6 部の被害情報等の収集、整理、報告、伝達 7 指定行政機関および指定公共機関等の収集、整理、報告、伝達		
	通信気象係	1 気象予警報の一斉通報 2 防災行政無線の管理統制		

要員	本部長	知事		1名
	副本部長	副知事		1名
	本部員	防災危機管理監、各部局長等		13名
	幹事	各部局幹事課長		13名
	副幹事	各部局危機管理員および警察本部危機管理担当者		13名
	本部事務局	事務局長	防災危機管理局副局長	1名
		事務局次長	知事直轄組織管理監	1名
	※防災危機管理局2号体制対応班員（3班体制による対応）および原子力防災室職員で構成	総務係	係長	原子力防災室長（2号体制対応班（メイン班）総括責任者） ※当初、防災危機管理局警戒2号体制対応班（メイン班）総括責任者が係長を補佐。その後、原子力防災室長と防災危機管理局警戒2号体制対応班（メイン班）総括責任者とが交代で係長を務める。
		係員	本部員会議開催準備、会議運営（機器操作等も含む。）	原子力防災室職員から選任（※情報係と兼務） 1名
			本部員会議議事録作成、関係書類整理・保管	防災危機管理局職員から選任 1名
			報道機関向け提供資料作成、ホームページ掲載	1名
			他班、緊急時モニタリング本部、事務局内他係との連絡調整	1名
			他機関との連絡調整	1名
	情報係（情報処理係、情報第1～3係を統合）	係員	問合せ専用窓口対応（広報班と連携）	1名
			庶務（職員の動員計画、飲食物手配等）	1名
			原子力防災室チームリーダー（2号体制対応班（サブ班）総括責任者） ※当初、防災危機管理局警戒2号体制対応班（サブ班）総括責任者が係長を補佐。その後、原子力防災室チームリーダーと防災危機管理局警戒2号体制対応班（サブ班）総括責任者とが交代で係長を務める。	1名
				1名
			関係機関からの情報収集、関係機関への情報伝達 情報整理、時系列作成、関係書類整理・保管 報道機関向け提供資料作成、ホームページ掲載 他班、緊急時モニタリング本部、事務局内他係との連絡調整	原子力防災室職員から選任（総務係と兼務） 1名
				防災危機管理局職員から選任 1名
				1名
				1名

要員	本部事務局	通信気象係	係長	地震・危機管理室長（2号体制対応班（翌日（次の）メイン班）総括責任者）	1名
	※防災危機管理局2号体制対応班員（3班体制による対応）および原子力防災室職員で構成			※当初、防災危機管理局警戒2号体制対応班（翌日（次の）メイン班）総括責任者が係長を補佐。その後、地震・危機管理室長と防災危機管理局警戒2号体制対応班（翌日（次の）メイン班）総括責任者とが交代で係長を務める。	
		係員	気象情報収集、整理 館内アナウンス	防災危機管理局職員から選任	1名
	計				
活動場所等	本館2階：防災対策会議室、防災危機管理局原子力防災室執務室、無線統制室				

② 災害対策本部（対策拠点施設（オフサイトセンター）への派遣職員）

所掌事務	1 現地事故対策連絡会議への参画	
	2 国等との連絡調整、現地情報の収集・伝達	
要員	知事公室長	1名
	広報課職員から選任	1名
	防災危機管理局職員から選任	1名
	計	3名
活動場所等	※各対策拠点施設（福井県原子力防災センター（オフサイトセンター））	

※ 各対策拠点施設（福井県原子力防災センター（オフサイトセンター））緊急事態が発生した原子力施設に応じて、以下の施設が使用される。

緊急事態が発生した原子力施設		現地対策拠点施設（オフサイトセンター）	隣接対策拠点施設（オフサイトセンター）
1	日本原子力発電㈱敦賀発電所		
2	（独）日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）	敦賀オフサイトセンター（敦賀市金山99号11-47）	美浜オフサイトセンター
3	（独）日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ		
4	関西電力㈱美浜発電所	美浜オフサイトセンター（美浜町佐田64号毛ノ鼻1-6）	敦賀オフサイトセンター
5	関西電力㈱大飯発電所	大飯オフサイトセンター（おおい町成和第1号1-1）	高浜オフサイトセンター
6	関西電力㈱高浜発電所	高浜オフサイトセンター（高浜町菌部35字一ツ橋14）	大飯オフサイトセンター

③ 災害対策本部各部

所掌事務	滋賀県災害対策本部要綱第9条第2項に基づく別表3のとおり。	
要員	第2配備（原則、3班構成によるローテーションにより各班職員の約半数を動員）	約 220 名 (約220名×3班=約660名)
活動場所等	各班（課）執務室	

※ 警察部、企業部、病院事業部は、別途（警察本部長、企業庁長および病院事業庁長が別に定めるところによる。）。

④ 災害対策地方本部

所掌事務	各災害対策地方本部の組織および運営要綱第8条第2項に基づく別表2のとおり。	
要員	第2配備（原則、3班構成によるローテーションにより各班職員の約半数を動員）	約 280 名 (約280名×3班=約840名)
活動場所等	各合同庁舎会議室、各班（事務所）執務室	

※ 警察本部、企業庁、病院事業庁に係る所属は、別途（警察本部長、企業庁長、病院事業庁長が別に定めるところによる。）。

⑤ 県緊急時モニタリング本部（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ

所掌事務	本部長	県緊急時モニタリング本部の事務の総理	
	企画調整班 (兼) EMC測定分析担当滋賀県グループ企画調整総括・連絡班 (兼) EMC情報収集管理グループ情報共有システム等維持・管理班	1 (国) 緊急時モニタリングセンターとの連絡調整 2 モニタリング実施内容の検討、指示 3 固定観測局のデータ監視および固定観測局(防災用)の運用管理 4 モニタリング情報共有システムの運用管理 5 モニタリング結果の集約 6 モニタリング結果の公表 7 災害対策本部事務局ほか関係機関との連絡調整	
	大気班 (兼) EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班	1 空間放射線量率、積算線量の測定地点の選定および測定 2 固定観測局(水準調査用)の運用管理	
要員	本部長 (兼) 災害対策本部本部員	防災危機管理監	1 名
	企画調整班	班長 (兼) 災害対策本部事務局長	防災危機管理局副局長 1 名
		班員	原子力防災室職員から選任 1 名
			防災危機管理局職員（防災危機管理局警戒2号体制対応班構成員）から選任 1 名
	大気班 (※事態が長期化した場合は、各土木事務所および衛生科学センターが別途定めるところにより交代要員を確保。)	【湖北担当】 班長 (兼) 地方副本部長	副地域防災監（湖北） 1 名
		班員 2名×2班	長浜土木事務所職員から選任 ※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任 4 名
		【高島担当】 班長 (兼) 地方副本部長	副地域防災監（高島） 1 名
		班員 2名×2班	高島土木事務所職員から選任 ※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任 4 名
		【水準ポスト担当】 班長	衛生科学センター所長 1 名
		班員	衛生科学センター職員から選任 1 名
		計	16 名
活動場所等	企画調整班：本館2階第1委員会室 大気班：湖北、高島各合同庁舎会議室、衛生科学センター		

⑥ (国)緊急時モニタリングセンター（ＥＭＣ）への派遣職員

所掌事務	1 緊急時モニタリングセンター企画調整グループ・企画班への参画 (1) 緊急時モニタリング実施計画案の修正 (2) 指示書、作業手順書の作成 (3) 緊急時モニタリング実施計画の見直しおよび必要な知見の提案 (4) E M C構成要員、資機材等の調整 (5) E R Cへの動員要請リストの作成		
要員	企画調整グループ・企画班	原子力防災室職員から選任 防災危機管理局職員から選任	1 名 1 名
計（交代要員を含む。）			2 名
活動場所等	※各対策拠点施設（福井県原子力防災センター（オフサイトセンター））		

※施設敷地緊急事態における防災危機管理局職員のローテーションの考え方

災害対策本部事務局、県緊急時モニタリング本部企画調整班、オフサイトセンター派遣職員およびEMC派遣職員の事務について、原則として、防災危機管理局2号体制対応班の3班体制（日割表におけるメイン班＋サブ班＋翌日メイン班）により、以下のローテーションで対応を行う。

※ 原則8時間ごとの交代とするが、交代時間について、公共交通機関の運転時間に配慮するものとする。

※ オフサイトセンター派遣職員およびEMC派遣職員については、当初においては、原則、翌日（次の）メイン班から選任するものとするが、対応期間の見込みや移動の負担等を考慮しながら検討するものとする。

例）4月1日15時00分に、施設敷地緊急事態発生

		メイン班	サブ班	翌日（次の） メイン班
①	4月1日15時00分～23時00分	: 1班	+ 3班	+ 2班
②	4月1日23時00分～4月2日7時00分	: 2班	+ 4班	+ 3班
③	4月2日7時00分～15時00分	: 3班	+ 5班	+ 4班
④	4月2日15時00分～23時00分	: 4班	+ 1班	+ 5班
⑤	4月2日23時00分～4月3日7時00分	: 5班	+ 2班	+ 1班
①	4月3日7時00分～15時00分	: 1班	+ 3班	+ 2班

（以下①～⑤の組合せを繰り返し）

※ 2つの班（□で囲った班）が残って、継続して事務に当たる形とする。

※施設敷地緊急事態における原子力防災室職員（計6名）の配備の考え方

①	原子力防災室長	災害対策本部事務局総務係長を務める。 事態長期化の場合、災害対策本部事務局を構成する防災危機管理局警戒2号体制対応班（メイン班）総括責任者とローテーション勤務。
②	原子力防災室チームリーダー	災害対策本部事務局情報係長を務める。 事態長期化の場合、災害対策本部事務局を構成する防災危機管理局警戒2号体制対応班（サブ班）総括責任者とローテーション勤務。
③	その他原子力防災室職員（4名）	⑤EMCに1名派遣（数日間は固定するものとするが、事態長期化の場合、帰宅し休息がとれるよう交代要員に配慮するものとする。）。 ⑥災害対策本部事務局に1名、県緊急時モニタリング本部企画調整班に1名を配備。事態長期化の場合、3名でローテーション勤務。

工 全面緊急事態【フェーズ4】

配備体制	災害対策本部設置			
① 災害対策本部				
所掌事務	(上記「ウ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】」に同じ)			
要員	本部長	知事	1 名	
	副本部長	副知事	1 名	
	本部員	防災危機管理監、各部局長等	13 名	
	幹事	各部局幹事課長	13 名	
	副幹事	各部局危機管理員および警察本部危機管理担当者	13 名	
本部事務局	事務局長	防災危機管理局副局长	1 名	
※防災危機管理局2号体制 対応班員（4 班体制による 対応）および 原子力防災室 職員で構成	事務局次長	知事直轄組織管理監	1 名	
	総務係	係長	原子力防災室長 (2号体制対応 班(メイン班) 総括責任者) ※当初、防災危機管理局警戒2号体制対応班(メイン班)総括責任者が係長を補佐。その後、原子力防災室長と防災危機管理局警戒2号体制対応班(メイン班)総括責任者が交代で係長を務める。	1 名
	係員	本部員会議開催準備、会議運営 (機器操作等も含む。)	原子力防災室職員から選任(※情報係と兼務) 1 名	
		本部員会議議事録作成、関係書類整理・保管	防災危機管理局職員から選任 1 名	
		報道機関向け提供資料作成、ホームページ掲載	3 名	
		他班、緊急時モニタリング本部、事務局内他係との連絡調整		
		他機関との連絡調整		
		問合せ専用窓口対応(広報班と連携)	1 名	
		庶務(職員の動員計画、飲食物手配等)	1 名	
	情報係 (情報処理係、情報第1～3係を統合)	係長	原子力防災室チームリーダー (2号体制対応班(サブ班)総括責任者) 1 名	
	※当初、防災危機管理局警戒2号体制対応班(サブ班)総括責任者が係長を補佐。その後、原子力防災室チームリーダーと防災危機管理局警戒2号体制対応班(サブ班)総括責任者が交代で係長を務める。			

要員	本部事務局 ※防災危機管理局2号体制 対応班員（4 班体制による 対応）および 原子力防災室 職員で構成	情報係 (情報処理 係、情報第1 ～3係を統 合)	係員	関係機関からの情報収集、関 係機関への情報伝達	原子力防災室職 員から選任（総 務係と兼務）	1 名	
				情報整理、時系列作成、関係 書類整理・保管	防災危機管理局 職員から選任	1 名	
				報道機関向け提供資料作成、 ホームページ掲載		1 名	
				他班、緊急時モニタリング本 部、事務局内他係との連絡調 整		1 名	
		通信気象係	係長	※当初、防災危機管理局警戒2号体制対応班（翌日（次の）メイン 班）総括責任者が係長を補佐。その後、地震・危機管理室長と 防災危機管理局警戒2号体制対応班（翌日（次の）メイン班）総 括責任者とが交代で係長を務める。	地震・危機管理 室長（2号体制 対応班（翌日 (次の) メイン 班）総括責任 者）	1 名	
					気象情報収集、整理	防災危機管理局 職員から選任	
					館内アナウンス		
		計				59 名	
活動場所等		本館2階：防災対策会議室、防災危機管理局原子力防災室執務室、防災危機管理局執務室					

※ 防災危機管理局職員の内3名は、別途、緊急消防援助隊連絡調整本部の業務に従事するものとする。

② 災害対策本部（対策拠点施設（オフサイトセンター）への派遣職員）

所掌事務	1 原子力災害合同対策協議会への参画 2 国等との連絡調整（防護措置関係等）、現地情報の収集・伝達
要員	知事公室長
	広報課職員から選任
	防災危機管理局職員から選任
	計
活動場所等	※各対策拠点施設（福井県原子力防災センター（オフサイトセンター））

※ 各対策拠点施設（福井県原子力防災センター（オフサイトセンター））
緊急事態が発生した原子力施設に応じて、以下の施設が使用される。

緊急事態が発生した原子力施設	現地対策拠点施設（オフサイトセンター）	隣接対策拠点施設（オフサイトセンター）
1 日本原子力発電株敦賀発電所		
2 (独)日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	敦賀オフサイトセンター (敦賀市金山99号11-47)	美浜オフサイトセンター
3 (独)日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ		
4 関西電力株美浜発電所	美浜オフサイトセンター (美浜町佐田64号毛ノ鼻1-6)	敦賀オフサイトセンター
5 関西電力株大飯発電所	大飯オフサイトセンター (おおい町成和第1号1~1)	高浜オフサイトセンター
6 関西電力株高浜発電所	高浜オフサイトセンター (高浜町菌部35字一ツ橋14)	大飯オフサイトセンター

③ 災害対策本部各部

所掌事務	滋賀県災害対策本部要綱第9条第2項に基づく別表3のとおり。	
要員	第3配備（原則、3班構成によるローテーションにより各班職員の全員を動員）	約 400 名 (約400名×3班=約1,200名)
活動場所等	各班（課）執務室	

※ 警察部、企業部、病院事業部は別途（警察本部長、企業庁長および病院事業庁長が別に定めるところによる。）。

④ 災害対策地方本部

所掌事務	各災害対策地方本部の組織および運営要綱第8条第2項に基づく別表2のとおり。	
要員	第3配備（原則、3班構成によるローテーションにより各班職員の全員を動員）	約 560 名 (約560名×3班=約1,680名)
活動場所等	各合同庁舎会議室、各班（事務所）執務室	

※ 警察本部、企業庁、病院事業庁に係る所属は別途（警察本部長、企業庁長、病院事業庁長が別に定めるところによる。）。

⑤ 県緊急時モニタリング本部（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ

所掌事務	本部長	県緊急時モニタリング本部の事務の総理
企画調整班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ企画調整総括・連絡班 （兼）EMC情報収集管理グループ情報共有システム等維持・管理班		1 (国)緊急時モニタリングセンターとの連絡調整 2 固定観測局のデータ監視および固定観測局(防災用)の運用管理 3 モニタリング情報共有システムの運用管理 4 モニタリング実施内容の検討、指示 5 モニタリング結果の集約 6 モニタリング結果の公表 7 モニタリング要員の被ばく管理および汚染管理 8 災害対策本部事務局ほか関係機関との連絡調整
大気班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班		1 空間放射線量率、積算線量の測定地点の選定および測定 2 固定観測局(水準調査用)の運用管理 3 大気中放射性ヨウ素濃度測定に係る試料の採取 4 分析班への試料の搬入・引渡し
琵琶湖水班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班		1 琵琶湖水に係る採取試料、採取地点の選定 2 琵琶湖水に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
飲料水班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班		【市町等水道事業者担当】 1 水道水に係る検査箇所の選定 2 水道事業者への検査指示 3 水道事業者との連絡調整 【企業庁】 1 飲料水に係る採取試料、採取地点の選定 2 飲料水に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
農作物班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班		1 農作物に係る採取試料、採取地点の選定 2 農作物に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
畜産物班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班		1 畜産物に係る採取試料、採取地点の選定 2 畜産物に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
水産物班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班		1 水産物に係る採取(入手)試料、採取(入手)地点の選定 2 水産物に係る試料の採取(入手) 3 分析班への試料の搬入・引渡し
林産物班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班		1 林産物に係る採取試料、採取地点の選定 2 林産物に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
分析班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ分析班		1 各班から搬入された試料の分析

要員	本部長 ((兼) 災害対策本部本部員)		防災危機管理監		1名	
	企画調整班		班長 ((兼) 災害対策本部事務局長)	防災危機管理局副局長	1名	
			班員	原子力防災室職員から選任	1名	
			※事態が長期化した場合は、各課が別途定めるところにより交代要員を確保		防災危機管理局職員（防災危機管理局警戒2号体制対応班構成員）から選任	1名
					環境政策課職員から選任 (主に、(大気班)、琵琶湖水班、林産物班との連絡調整を担当)	1名
					生活衛生課食の安全推進室職員から選任 (主に、環境試料採取および分析に係る連絡調整の総括を担当)	1名
					業務感染症対策課から選任 (主に、分析班との連絡調整を担当)	1名
要員 ※事態が長期化した場合は、各事務所等が別途定めるところにより交代要員を確保	大気班 ※事態が長期化した場合は、各事務所等が別途定めるところにより交代要員を確保	【湖北担当】	班長 ((兼) 地方副本部長)	副地域防災監（湖北）	1名	
			班員 2名×2班	長浜土木事務所職員から選任	4名	
			※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任			
			班長 ((兼) 地方副本部長)	副地域防災監（高島）	1名	
		【高島担当】	班員 2名×2班	高島土木事務所職員から選任	4名	
			※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任			
		【水準ポスト担当】	班長	衛生科学センター所長	1名	
			班員	衛生科学センター職員から選任	1名	
		琵琶湖水班		班長 ((兼) 災害対策本部琵琶湖政策班長)	1名	
		班員	琵琶湖政策課職員から選任	1名		
		琵琶湖環境科学研究センター職員から選任		1名		
要員	飲料水班	【市町等水道事業者担当】	班長 ((兼) 災害対策本部生活衛生班長)	生活衛生課長	1名	
			班員	生活衛生課職員から選任	3名	
		【企業庁】	班長 ((兼) 災害対策本部企業部次長)	企業庁次長	1名	
			班員	企業庁職員から選任	2名	

要員 ※事態が長期化した場合は、各事務所等が別途定めるところにより交代要員を確保		農作物班	班長 ((兼) 災害対策本部農業經營班長)	農業經營課長	1 名
			班員	農業經營課職員から選任	1 名
		【湖北担当】	班長 ((兼) 地方本部農業農村振興班長)	湖北農業農村振興事務所長 ※状況に応じて、湖北農業農村振興事務所次長が代理する。	1 名
			班員	湖北農業農村振興事務所職員から選任	2 名
		【高島担当】	班長 ((兼) 地方本部農業農村振興班長)	高島農業農村振興事務所長 ※状況に応じて、高島農業農村振興事務所次長が代理する。	1 名
			班員	高島農業農村振興事務所職員から選任	2 名
		畜産物班	班長 ((兼) 災害対策本部畜産班長)	畜産課長	1 名
			班員	畜産課職員から選任	2 名
				家畜保健衛生所職員から選任	2 名
		水産物班	班長 ((兼) 災害対策本部水産班長)	水産課長	1 名
			班員	水産課職員から選任	4 名
				水產試驗場から選任	4 名
林產物班	【湖北担当】	班長 ((兼) 地方本部森林整備班長)	湖北森林整備事務所長 ※状況に応じて、湖北森林整備事務所次長が代理する。	1 名	
		班員	湖北森林整備事務所職員から選任	2 名	
	【高島担当】	班長 ((兼) 地方本部森林整備班長)	西部・南部森林整備事務所高島支所長	1 名	
		班員	西部・南部森林整備事務所高島支所職員から選任	2 名	
		分析班	班長 ((兼) 大気班 【水準ポスト担当】班長)	衛生科学センター長	1 名
			班員	衛生科学センター職員から選任	4 名
計					63 名
活動場所等	企画調整班 大気班、農作物班、林產物班	: 本館 2 階第 1 委員会室 : 湖北・高島各合同庁舎会議室、衛生科学センター			
	琵琶湖水班、飲料水班、畜產物班、水產物班 分析班	: 各班(課等)執務室 : 衛生科学センター			

⑥ (国)緊急時モニタリングセンターへの派遣職員

所掌事務	1 緊急時モニタリングセンター企画調整グループ・企画班への参画		
	(1) 緊急時モニタリング実施計画案の修正		
	(2) 指示書、作業手順書の作成		
	(3) 緊急時モニタリング実施計画の見直しおよび必要な知見の提案		
	(4) E M C構成要員、資機材等の調整		
	(5) E R Cへの動員要請リストの作成		
要員	企画調整グループ・企画班	原子力防災室職員から選任	1 名
		防災危機管理局職員から選任	1 名
	計（交代要員を含む。）		2 名
活動場所等	※各対策拠点施設（福井県原子力防災センター（オフサイトセンター））		

※全面緊急事態における防災危機管理局職員のローテーションの考え方

災害対策本部事務局、県緊急時モニタリング本部企画調整班、オフサイトセンター派遣職員およびEMC派遣職員の事務について、原則として、防災危機管理局2号体制対応班の4班体制（日割表におけるメイン班＋サブ班＋翌日メイン班＋翌日サブ班）により、以下のローテーションで対応を行う。

※ 原則、発災直後は、各班二十数時間勤務後5時間程度休憩というローテーションとするが、業務量を見極め、3班によるローテーション（施設敷地緊急事態と同様の対応）に縮小できるようであれば、縮小するものとする。縮小できない場合は、職員の疲労度を考慮し、防災危機管理局職員以外の応援を依頼するなどの措置をとるものとする。交代時間について、公共交通機関の運転時間に配慮するものとする。

※ オフサイトセンター派遣職員およびEMC派遣職員については、当初においては、原則、翌日（次の）メイン班から選任するものとするが、対応期間の見込みや移動の負担等を考慮しながら検討するものとする。

例）4月1日13時00分に、全面緊急事態発生

		翌日（次の）			
		メイン 班	サブ班	メイン 班	サブ班
①	4月1日13時00分～18時00分	:	1班 + 3班	2班 + 4班	5班休憩
②	4月1日18時00分～23時00分	:	2班 + 4班	3班 + 5班	1班休憩
③	4月1日23時00分～4月2日7時00分	:	3班 + 5班	4班 + 1班	2班休憩
④	4月2日7時00分～12時00分	:	4班 + 1班	5班 + 2班	3班休憩
⑤	4月2日12時00分～17時00分	:	5班 + 2班	1班 + 3班	4班休憩

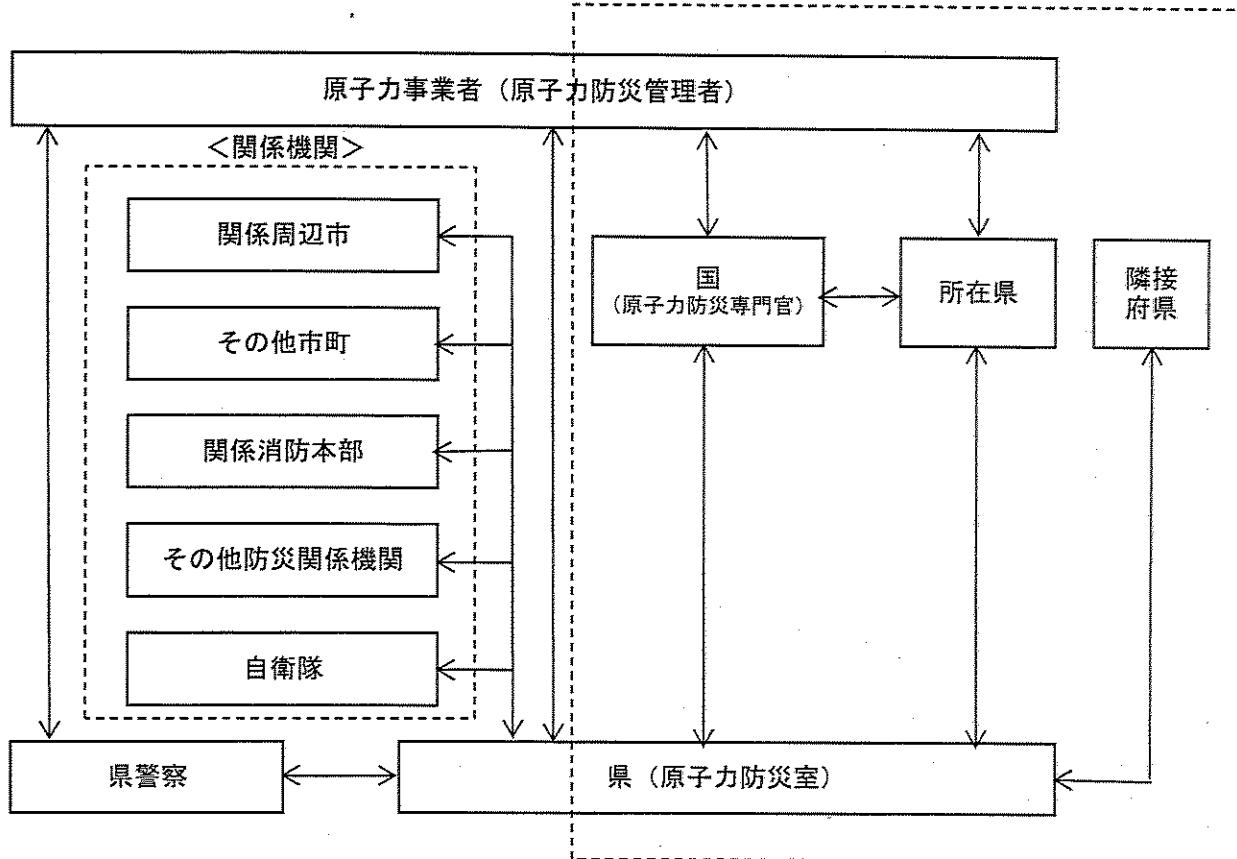
※全面緊急事態における原子力防災室職員（計6名）の配備の考え方 (原則、施設敷地緊急事態と同様)

①	原子力防災室長	災害対策本部事務局総務係長を務める。 事態長期化の場合、災害対策本部事務局を構成する防災危機管理局警戒2号体制対応班（メイン班）総括責任者とローテーション勤務。
②	原子力防災室チームリーダー	災害対策本部事務局情報係長を務める。 事態長期化の場合、災害対策本部事務局を構成する防災危機管理局警戒2号体制対応班（サブ班）総括責任者とローテーション勤務。
③	その他原子力防災室職員（4名）	◎EMCに1名派遣（数日間は固定するものとするが、事態長期化の場合、帰宅し休息がとれるよう交代要員に配慮するものとする。）。 ◎災害対策本部事務局に1名、県緊急時モニタリング本部企画調整班に1名を配備。事態長期化の場合、3名でローテーション勤務。

(3) 活動内容の概要

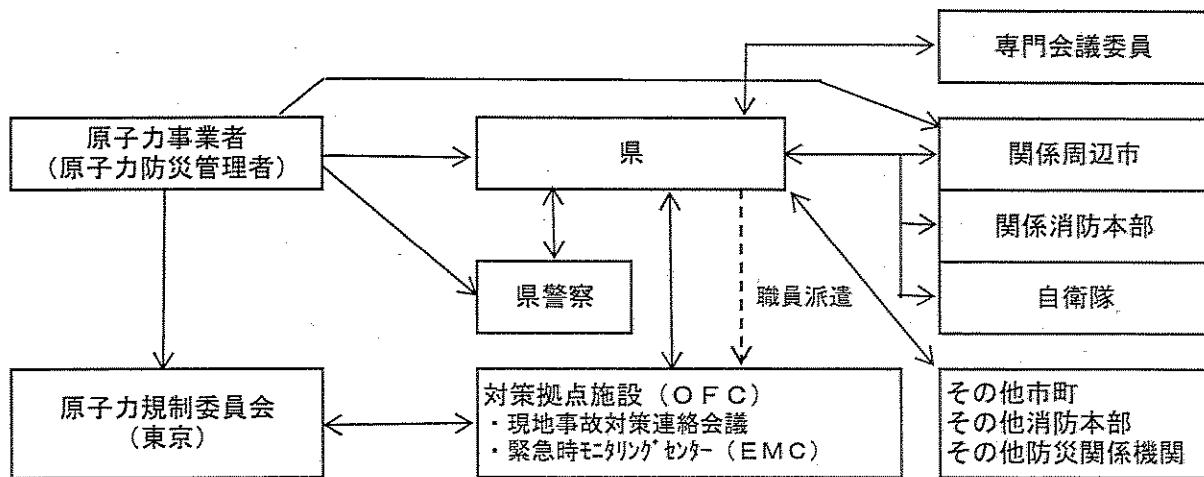
事態の進展		県の活動		(国) 対策拠点(オフィセントター)の活動	
【参考】 『福島第一原発事故の状況』					
3月11日 14:46 地震発生	平常時		・各システム、資機材等メンテナス		
15:35 津波到達	ルート発生ラブ		(通常体制)	・情報収集、伝達	
	事情報収集		・要員参集 ・警戒配備体制(防災危機管理局警戒2号体制対応班)		
	警戒事態		・要員参集 ・災害警戒本部設置 ・災害警戒地方本部設置	・要員参集 ・緊急時モニタリング本部の設置 ・平常時モニタリングの強化(空間放射線量率測定)	・現地警戒本部設置
15:42 10条通報(全交流電源喪失)	緊急設事敷地	原災法10条通報	・要員参集 ・災害対策本部設置 ・災害対策地方本部設置 ・対策拠点施設(オフィセントター)への職員派遣	・(国)緊急時モニタリングセンターへの職員派遣 ・緊急時モニタリングの実施(空間放射線量率測定)	・現地対策本部設置 ・現地事故対策連絡会議の開催
16:45 15条該当事象発生報告(非常用炉心冷却装置注水不能)	全面緊急事態	原災法15条該当事象発生	・30km圏内屋内退避		・緊急時モニタリングセンター設置 ・緊急時モニタリングの実施
19:03 原子力緊急事態宣言		原子力緊急事態宣言			・現地対策本部設置 ・原子力災害合同対策協議会の開催
		炉心損傷等の通報			
		放射性物質の放出	【0.IL2超】 ・一時移転(1週間程度内) ・地域生産物の摂取制限 【0.IL1超】 ・即時避難 ・緊急被ばく医療	【0.5 μSv/h超】 ・飲食物中の放射性核種濃度測定	
21:23 3km圏内避難、10km圏内屋内退避			【0.IL6超過】 ・飲食物摂取制限、出荷制限		
3月12日 5:44 10km圏内避難					
18:25 20km圏内避難		放射性物質放出の停止			
		原子力緊急事態解除宣言			

■情報収集・連絡系統図（基本）

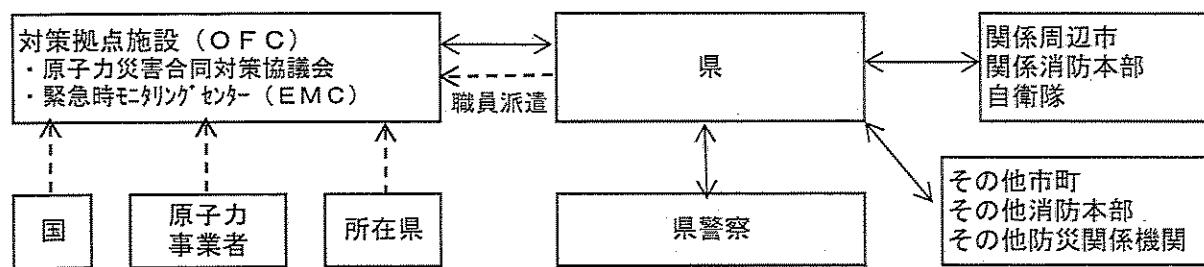


※対策拠点施設（オフサイトセンター）運営時には、職員を派遣

■連絡系統図（施設敷地緊急事態発生時）



■連絡系統図（全面緊急事態発生後）



2 実務遂行マニュアル

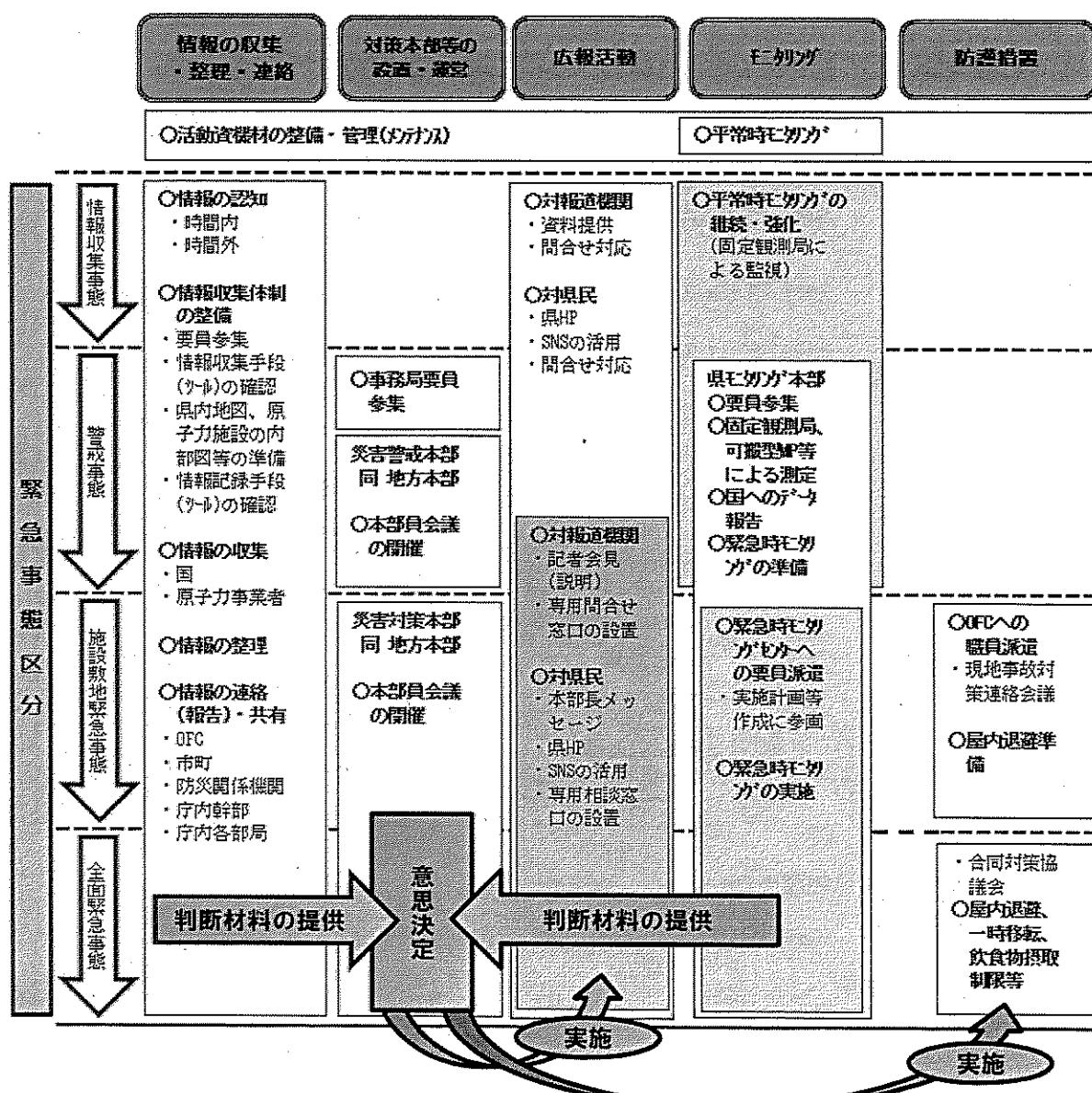
地域防災計画（原子力災害対策編）に則り、具体的な活動内容を整理している。
各要員は、本マニュアル記載の活動内容を基本にしつつ、県民の安全の確保を最優先に、臨機応変に適時適切の活動を行うこと。

(1) 担当別

各要員が自らが所属する担当の職務を把握できるよう、各担当別に具体的な活動内容を整理している。

具体的な活動内容を「事態発生前」および「情報収集事態【フェーズ1】」「警戒事態【フェーズ2】」「施設敷地緊急事態【フェーズ3】」「全面緊急事態【フェーズ4】」の4段階の緊急事態区分ごとに、「○情報の収集・整理・連絡」「○対策本部等の設置・運営」「□広報活動」「☆モニタリング」「◇防護措置」の5つの活動項目に分けて、優先順位を考慮しながら、時系列に明示している。

※ 「☆モニタリング」に関しては、本マニュアルでは主な活動項目のみ示し、詳細は別途作成する「緊急時モニタリング実施要領」によるものとする。



緊急事態区分			事態発生前			情報収集事態			警戒事態			施設敷地緊急事態			全面緊急事態							
活動項目	○情報	□広報	☆モニタリング	○情報	◎本部	□広報	☆モニタリング	○情報	◎本部	□広報	☆モニタリング	○情報	◎本部	□広報	☆モニタリング	◇防護	○情報	◎本部	□広報	☆モニタリング	◇防護	
○情報の収集・整理・連絡	○	□	☆	○	○	□	☆	○	○	□	☆	○	○	□	☆	◇	○	○	□	☆	◇	
◎対策本部等の設置・運営																						
□広報活動																						
☆モニタリング																						
◇防護措置																						
■宿日直者	○			○	○			○	○			○	○				○	○				
■防災危機管理局原子力防災室	○	□	☆	○	○	□	☆	○	○	□	☆	○	○	□	☆	◇	○	○	□	☆	◇	
■広報課（災害対策本部広報班）					○	□			○	□			○	□				○	□			
■秘書課（災害対策本部秘書班）								○				○						○				
■防災危機管理局警戒2号体制班				○	○	□	☆															
総務・広報班				○	○	□	☆															
情報・連絡調整班				○	○	□	☆															
■災害警戒本部																						
副知事（本部長）																						
防災危機管理監（副本部長）																						
各部局幹事課長（本部員）																						
危機管理員および警察本部危機管理担当者（連絡員）																						
防災危機管理局副局長（本部事務室長）																						
本部事務室総務・広報班																						
本部事務室情報班、無線通信・連絡調整班																						
■災害対策本部																						
知事（本部長）																						
副知事（副本部長）																						
知事公室長（本部員）																						
防災危機管理監（本部員）																						
各部局長（本部員）																						
各部局幹事課長（幹事）																						
危機管理員および警察本部危機管理担当者（副幹事）																						
防災危機管理局副局長（本部事務局長）																						
本部事務局総務係																						
本部事務局情報係（情報処理係、情報第1～3係）																						
本部事務局通信気象係																						
対策拠点施設（オフィスセンター）派遣職員																						

緊急事態区分	発生前			情報収集事態			警戒事態			施設敷地緊急事態			全面緊急事態				
活動項目	○情報	□広報	☆モニタ	○情報	◎本部	□広報	☆モニタ	○情報	◎本部	□広報	☆モニタ	◇防護	○情報	◎本部	□広報	☆モニタ	◇防護
○情報の収集・整理・連絡 ◎対策本部等の設置・運営 □広報活動 ☆モニタリング ◇防護措置																	

■災害対策本部 各部（主な担当班について記載）

※ 原子力災害対策の主たる活動である緊急時モニタリングや、住民の屋内退避・避難（一時移転）および飲食物等摂取制限・出荷制限等の防護措置実施を主に担うことが想定される班について、滋賀県災害対策本部要綱を踏まえながら、特出しして記載。

※ ここに記載がない班についても、滋賀県災害対策本部要綱に基づき活動を行うこととなるもの。

各 部	総務班	(O)																◇	
	環境政策班																	☆	
	琵琶湖政策班																	☆	
	循環社会推進班																	◇	
	森林政策班																	◇	
	健康福祉政策班																	◇	
	健康医療班																	◇	
	医療福祉推進班																	◇	
	障害福祉班																	◇	
	生活衛生班																	☆ ◇	
	子ども・青少年班																	◇	
	薬務感染症対策班																	☆ ◇	
	商工政策班																	◇	
	観光交流班																	◇	
	農政班																	☆	
	農業経営班																	☆ ◇	
	畜産班																	☆ ◇	
	水産班																	☆ ◇	
	スポーツ健康班																	◇	
	企業部																	☆ ◇	
■地方本部		○	☆	(O)				○	◎	□	☆	○	◎	□	☆	○	◎	□	☆ ◇

■県モニタリング本部

企画調整班																		□ ☆
																		☆
																		☆
																		☆
大気班																		☆
琵琶湖水班、飲料水班、農作物班、畜産物班、水産物班、林産物班																		☆
分析班																		☆

■宿日直者

[勤務時間外に、原子力災害に係る情報を受信]

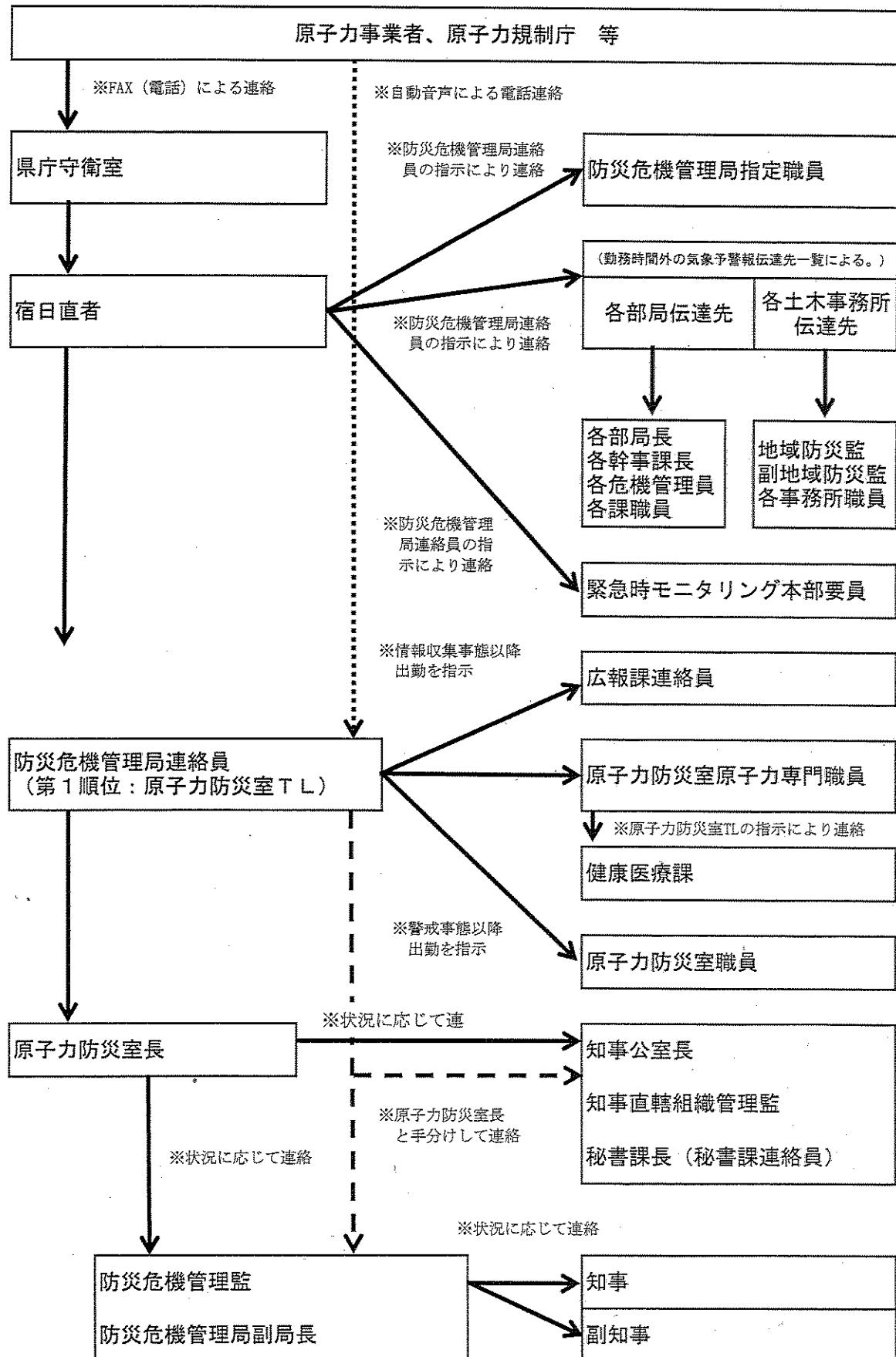
担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営												
宿日直者	事態発生前	<ul style="list-style-type: none"> ○各種連絡を受信 (FAXについては、守衛室にて受信) <ul style="list-style-type: none"> ①原子力事業者からの連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル等連絡裏 ・放射性物質輸送中の事故に関する連絡 ②その他（警察・消防等）からの連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質輸送中の事故に関する連絡 ・その他放射性物質に関する連絡 ○ (FAXについては守衛室から受領し) 防災危機管理局連絡員へ受信情報を連絡 ○防災危機管理局連絡員からの指示に基づき関係機関へ連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・全市町 ・各土木事務所、警察本部 													
	情報収集事態	<ul style="list-style-type: none"> ○第一報を認知 (FAXについては、守衛室にて受信) ○防災危機管理局連絡員へ連絡 ○防災危機管理局連絡員からの指示に基づき関係機関へ連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・全市町、全消防本部 ・各土木事務所、警察本部 ・自衛隊（今津、大津） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎防災危機管理局連絡員からの指示に基づき防災危機管理局警戒2号体制対応班員を招集 												
	警戒事態	《連絡先と連絡方法》	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">連絡対象／連絡先</td><td style="width: 30%; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・長浜市、高島市 ・長浜および高島土木事務所 ・湖北消防、高島市消防 ・警察本部 ・自衛隊（今津、大津） </td><td style="width: 40%; padding: 5px;"> 左記以外の市町、土木事務所および消防 </td></tr> <tr> <td></td><td style="padding: 5px;"> FAXおよび電話により連絡 </td><td style="padding: 5px;"> FAXにより連絡 </td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2" style="padding: 5px; border: 1px solid black; text-align: center;"> 【利用FAX】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町、土木事務所、消防、自衛隊：一斉指令装置FAX ○ 警察：防災FAX </td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2" style="padding: 5px; border: 1px solid black; text-align: center;"> 【電話連絡例】 <p>○○発電所で事故が発生し、10条通報がありました。情報文をFAXにて送付しています。至急内容を確認し、防災担当者への連絡をお願いします。</p> </td></tr> </table>	連絡対象／連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市、高島市 ・長浜および高島土木事務所 ・湖北消防、高島市消防 ・警察本部 ・自衛隊（今津、大津） 	左記以外の市町、土木事務所および消防		FAXおよび電話により連絡	FAXにより連絡		【利用FAX】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町、土木事務所、消防、自衛隊：一斉指令装置FAX ○ 警察：防災FAX 			【電話連絡例】 <p>○○発電所で事故が発生し、10条通報がありました。情報文をFAXにて送付しています。至急内容を確認し、防災担当者への連絡をお願いします。</p>	
連絡対象／連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市、高島市 ・長浜および高島土木事務所 ・湖北消防、高島市消防 ・警察本部 ・自衛隊（今津、大津） 	左記以外の市町、土木事務所および消防													
	FAXおよび電話により連絡	FAXにより連絡													
	【利用FAX】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町、土木事務所、消防、自衛隊：一斉指令装置FAX ○ 警察：防災FAX 														
	【電話連絡例】 <p>○○発電所で事故が発生し、10条通報がありました。情報文をFAXにて送付しています。至急内容を確認し、防災担当者への連絡をお願いします。</p>														
	緊急設施敷地														
	全面緊急事態														

■防災危機管理局原子力防災室

①勤務時間外

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	○対策本部等の設置・運営																						
防災危機管理局 原子力防災室	事態発生前	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡員が宿日直者からの連絡を受信 <ul style="list-style-type: none"> ①原子力事業者からの連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル等連絡票 ・放射性物質輸送中の事故に関する連絡 ②その他（警察・消防等）からの連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質輸送中の事故に関する連絡 ・その他放射性物質に関する連絡 ○連絡員は、宿日直者に対し、関係機関への連絡を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡員は、事態の深刻化が見込まれる場合など状況に応じて、原子力防災室チームリーダーおよび専門職員に出勤を指示 																						
	情報収集事態	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡員が宿日直者から第一報に係る連絡を受信 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">連絡内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">情報収集事態</td><td>福井県の原子力施設立地市町内で震度5弱・5強の地震発生に係る連絡</td></tr> <tr> <td></td><td>原子力規制庁からの「情報収集事態」該当事象発生に係る連絡</td></tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">警戒事態</td><td>福井県内で震度6弱以上の地震発生に係る連絡</td></tr> <tr> <td></td><td>原子力事業者からの「警戒体制」に係る連絡</td></tr> <tr> <td></td><td>原子力規制庁からの「警戒事態」該当事象発生に係る連絡</td></tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">施設敷地緊急事態</td><td>原子力事業者からの10条通報</td></tr> <tr> <td></td><td>原子力規制庁からの「施設敷地緊急事態」該当事象発生に係る連絡</td></tr> <tr> <td></td><td>福井県または滋賀県で空間放射線量率5 μSv/h以上観測に係る連絡</td></tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">全面緊急事態</td><td>原子力事業者からの15条報告</td></tr> <tr> <td></td><td>原子力規制庁からの「全面緊急事態」該当事象発生に係る連絡</td></tr> </tbody> </table> 	連絡内容		情報収集事態	福井県の原子力施設立地市町内で震度5弱・5強の地震発生に係る連絡		原子力規制庁からの「情報収集事態」該当事象発生に係る連絡	警戒事態	福井県内で震度6弱以上の地震発生に係る連絡		原子力事業者からの「警戒体制」に係る連絡		原子力規制庁からの「警戒事態」該当事象発生に係る連絡	施設敷地緊急事態	原子力事業者からの10条通報		原子力規制庁からの「施設敷地緊急事態」該当事象発生に係る連絡		福井県または滋賀県で空間放射線量率5 μSv/h以上観測に係る連絡	全面緊急事態	原子力事業者からの15条報告		原子力規制庁からの「全面緊急事態」該当事象発生に係る連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡員は、宿日直者に対し、防災危機管理局2号体制対応班員の招集を指示 ○連絡員は、原子力防災室チームリーダーおよび専門職員に出勤を指示
連絡内容																									
情報収集事態	福井県の原子力施設立地市町内で震度5弱・5強の地震発生に係る連絡																								
	原子力規制庁からの「情報収集事態」該当事象発生に係る連絡																								
警戒事態	福井県内で震度6弱以上の地震発生に係る連絡																								
	原子力事業者からの「警戒体制」に係る連絡																								
	原子力規制庁からの「警戒事態」該当事象発生に係る連絡																								
施設敷地緊急事態	原子力事業者からの10条通報																								
	原子力規制庁からの「施設敷地緊急事態」該当事象発生に係る連絡																								
	福井県または滋賀県で空間放射線量率5 μSv/h以上観測に係る連絡																								
全面緊急事態	原子力事業者からの15条報告																								
	原子力規制庁からの「全面緊急事態」該当事象発生に係る連絡																								
	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡員は、原子力防災室長およびチームリーダーならびに広報課連絡員へ受信内容を連絡 ○原子力防災室長およびチームリーダーは、状況に応じて、副局長、防災危機管理監、管理監、知事公室長、秘書課長（秘書課連絡員）、副知事、知事へ状況を報告（登庁を要請） 	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡員は、宿日直者に対し、災害警戒本部および県緊急時モニタリング本部要員（原子力防災室職員を除く。）の招集を指示 ○連絡員は、原子力防災室全職員に出勤を指示（必要に応じて、その他指示事項を連絡） 																						
	以施設敷地緊急事態		<ul style="list-style-type: none"> ○連絡員は、宿日直者に対し、災害対策本部および県緊急時モニタリング本部要員（原子力防災室職員を除く。）の招集を指示 ○連絡員は、原子力防災室全職員に出勤を指示（必要に応じて、その他指示事項を連絡） 																						
※ その他具体的活動内容は、以下の「②勤務時間内」による。																									

勤務時間外における第1報受信後の庁内緊急連絡の流れ



②勤務時間内

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
防災危機管理局 原子力防災室	事態発生前	<ul style="list-style-type: none"> ○○□☆◇各システム、資機材を管理（メンテナンスを実施） ○各種連絡（情報）を受信 <ul style="list-style-type: none"> ①原子力事業者からの連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル等連絡票 ・放射性物質輸送中の事故に関する連絡 ②その他（警察・消防等）からの連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質輸送中の事故に関する連絡 ・その他放射性物質に関する連絡 ○連絡（情報）内容を確認、情報を収集 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者 ・原子力規制事務所（原子力防災専門官） ・警察 ・消防 ○受信連絡（情報）を関係機関へ伝達 	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">【収集情報例】 事故等の種類、原因および状況、死傷者等の有無および負傷の程度、被ばくまたは汚染の有無、事故等の拡大の可能性、空間放射線量率の測定結果、現在講じている措置の概要、その他参考となる事項等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ☆固定観測局による空間放射線量率を監視 <ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認 	
警戒2号体制班設置後は合流 (その他具体的活動内容は、以下の「警戒2号体制対応班」の項による。)	情報収集事態	<ul style="list-style-type: none"> ○第一報を認知 ○第一報の内容を確認、情報を収集 <ul style="list-style-type: none"> ※併せて緊急連絡網を確認 ・原子力事業者 ・原子力規制事務所（原子力防災専門官） ・警察 ・消防 一副局長、防災危機管理監へ状況を報告 <ul style="list-style-type: none"> ※状況に応じて、原子力防災室長およびチームリーダーは、知事、副知事、知事公室長、管理監、秘書課長（秘書課連絡員）へ状況を報告 ○第一報を関係機関へ伝達 <ul style="list-style-type: none"> ※併せて緊急連絡網を確認 	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">【収集情報例】 事故等の種類、原因および状況、死傷者等の有無および負傷の程度、被ばくまたは汚染の有無、事故等の拡大の可能性、空間放射線量率の測定結果、現在講じている措置の概要、その他参考となる事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒2号体制対応班を設置 ○警戒2号体制対応員を招集 	<ul style="list-style-type: none"> □随時、広報課と連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・報道発表資料提供 ・SNSによる発信文 ・県ホームページへの情報の掲載 	
災害警戒本部事務室、県緊急時モニタリング本部設置後は合流 (その他具体的活動内容は、以下の「災害警戒本部事務室」の項による。)	警戒事態	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">情報収集・連絡時留意点 発災当初は混乱が予想され、電話では正確に伝わらない可能性が高い。また、「連絡した」「連絡を受けていない」と紛議になることもありうるので、電話の場合、①相手機関の応対者、②連絡時間、③連絡内容を必ず記録すること。 時間に余裕がある場合は、FAXやメールなど文書によるやりとりを考慮すること。 併せて、当該機間に情報が既に入っているれば情報収集し、情報が入っていないければ情報収集依頼と情報が入った時の連絡依頼をしておく。</p> <p>なお、電話の場合、分担して架電することになるので、以下の事項に注意すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒本部を設置 ○災害警戒本部要員を招集 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一報に関する報道発表資料調製（原子力防災室長決裁後、広報課へ提出） <ul style="list-style-type: none"> →県ホームページへ掲載 →府内各部局、土木事務所へ送付 →関係機関へ送付 	<ul style="list-style-type: none"> ☆県緊急時モニタリング本部を設置 	
災害対策本部事務局、県緊急時モニタリング本部設置後は合流	緊施設敷設地	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部を設置 ○災害対策本部要員を招集 			<ul style="list-style-type: none"> ☆固定観測局による空間放射線量率の監視を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認 	

**2 実務遂行マニュアル
(1) 担当別**

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	○対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング	◇防護措置
防災危機管理局 原子力防災室 (その他具体的な活動内容は、以下の「災害対策本部事務局」の項による。)	全面緊急事態	情報収集・連絡時留意点 ①二重、三重に連絡するのを避ける。 ②聞くことを整理しておく。 ③必ず1つ以上の電話機を空けておく（相手方からの返信を受信）。				

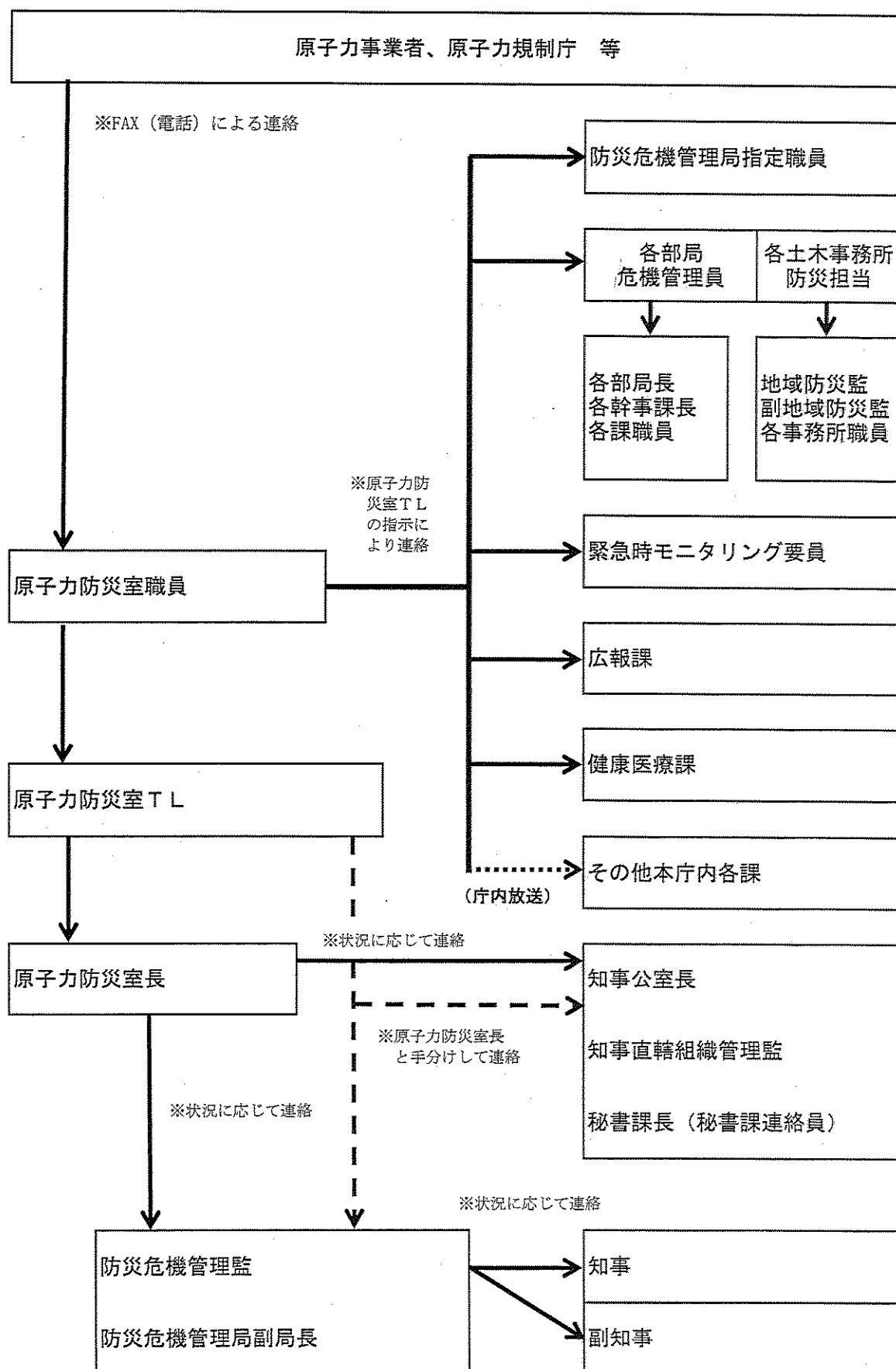
■広報課（災害対策本部広報班）

担当	区分	○対策本部等の設置・運営	□広報活動
広報課		①勤務時間外	②勤務時間内外共通
	情報収集事態	○広報課連絡員が防災危機管理局連絡員から連絡を受信 ○広報課連絡員は、当番職員へ出勤を指示 ○当番職員参集（2名）	□報道機関と調整（資料提供の必要性、タイミング等の確認・調整等） □随時、原子力防災室（災害警戒本部事務室総務・広報班、災害対策本部事務局総務係）と連絡調整 • 報道発表資料提供 • 記者会見開催 • SNSによる発信文 • 県ホームページへの情報の掲載 □随時、報道発表資料を受領、県政記者クラブへ提供 □随時、報道発表資料と連動して、SNSによる県民向け情報発信を実施
災害対策本部 広報班	施設敷地緊急事態以降	○広報課連絡員が防災危機管理局連絡員から連絡を受信 ○広報課連絡員は、広報課全職員に出勤を指示 ○要員参集（※うち1名は、知事公室長とともにOFCへ移動）	□災害対策本部事務局総務係と連携し、問合せ専用窓口を設置 • 問合せ専用電話番号指定 • 問合せ対応担当者を配置 □災害対策本部事務局および県緊急時モニタリング本部と連携し、広報班長による記者会見（記者説明）を実施 【想定される開催のタイミング】 • 第1回本部員会議終了後 • 以降、定期的に開催（例えば1時間おき）し、記者に対し直近の情報を提供することが考えられる。 • また、事態の状況が大きく変化したときや、防護措置に係る決定等を行ったときなどに臨時に開催することが考えられる。

■秘書課（災害対策本部秘書班）

担当	区分	◎対策本部等の設置・運営	
秘書課		①勤務時間外	②勤務時間内外共通
	情報収集事態	<p>◎秘書課長（秘書課連絡員）は、必要に応じ、知事、副知事、秘書課職員へ状況を連絡</p> <p>◎また、事態の深刻化の可能性がある場合は、知事および副知事に対し登庁準備を依頼。併せて秘書課職員へも出勤準備を指示</p>	<p>◎秘書課長（秘書課連絡員）が原子力防災室長（原子力防災室チームリーダー）から連絡を受信</p>
警戒事態		<p>◎秘書課連絡員が宿日直者から災害警戒本部要員参集の連絡を受信</p> <p>◎秘書課連絡員は、秘書課長、副知事（災害警戒本部本部長）へ受信内容を連絡</p> <p>◎秘書課連絡員は、知事へ受信内容を連絡</p> <p>◎秘書課連絡員は、秘書課職員へ出勤を指示</p> <p>◎要員参集</p>	<p>◎秘書課長（秘書課連絡員）が原子力防災室長（原子力防災室チームリーダー）から連絡を受信</p> <p>◎副知事（災害警戒本部本部長）を補佐</p>
災害対策本部 秘書班	施設敷地緊急事態以降	<p>◎秘書課連絡員が宿日直者から災害対策本部要員参集の連絡を受信</p> <p>◎秘書課連絡員は、秘書課長へ受信内容を連絡</p> <p>◎秘書課連絡員は、知事（災害対策本部本部長）、副知事（同副本部長）へ受信内容を連絡</p> <p>◎秘書課連絡員は、秘書課職員へ出勤を指示</p> <p>◎要員参集</p>	<p>◎秘書課長（秘書課連絡員）が原子力防災室長（原子力防災室チームリーダー）から連絡を受信</p> <p>◎知事（災害対策本部本部長）および副知事（同副本部長）を補佐</p>

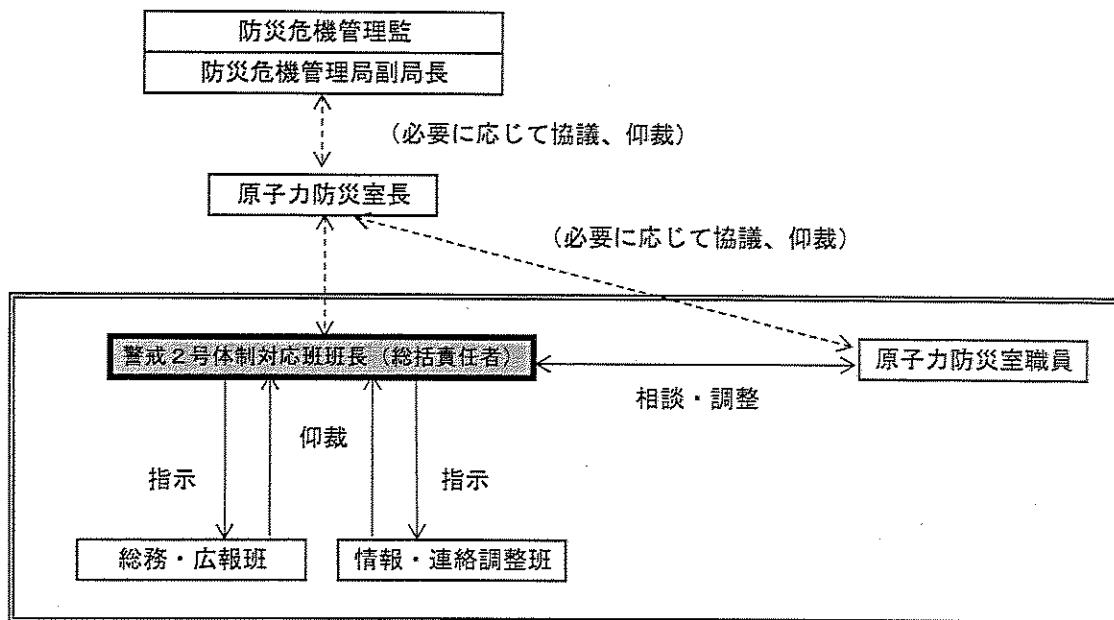
勤務時間内における第1報受信後の庁内緊急連絡の流れ



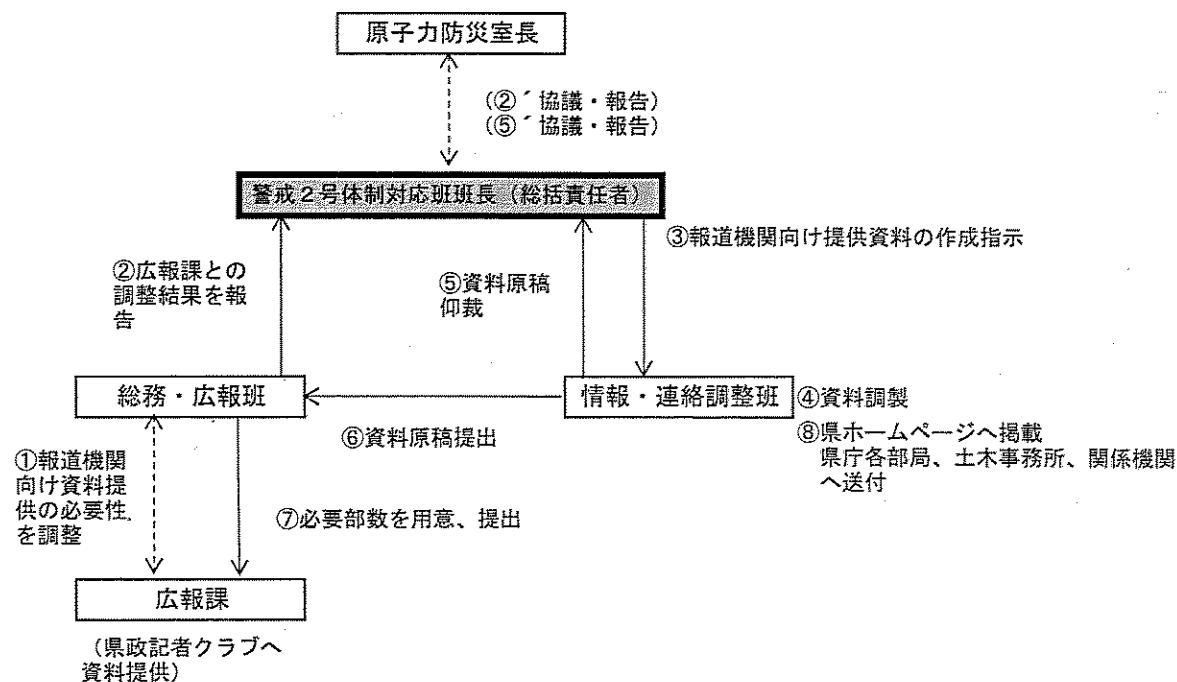
メモ欄

■防災危機管理局警戒 2 号体制対応班
[情報収集事態【フェーズ 1】から災害警戒本部設置まで]

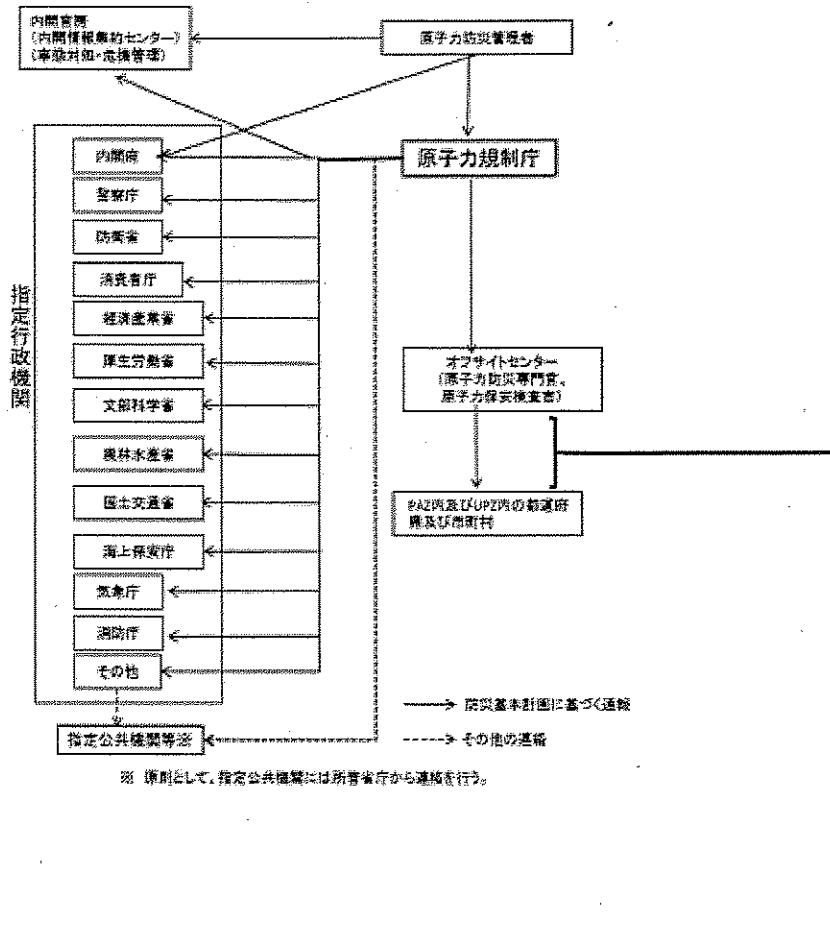
◎ 基本となる指揮命令の流れ



◎ 報道機関向け資料提供の流れ



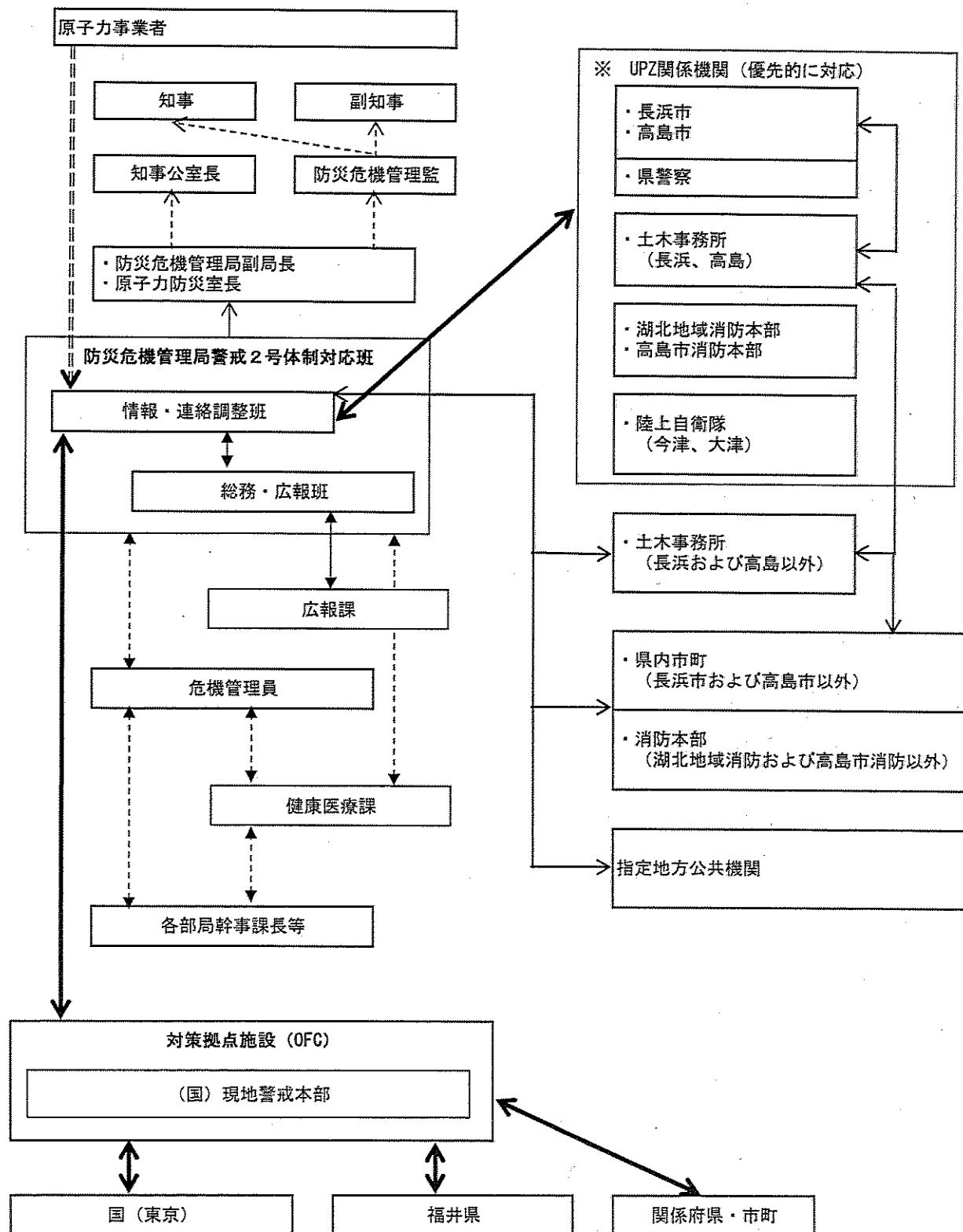
情報収集事態時および警戒事態時の情報伝達の流れ



- 原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置について、FAXまたはメールにより通知が行われる。
 - ※ 警戒事態の場合は、FAXまたはメールに加えて電話連絡が行われる。また、事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請が行われる。
 - 原子力規制庁等から連絡を受けたNアラート等の広報資料について、FAXまたはメールにより送付される。
 - ※ Nアラートについては、事態発生から30分程度目途に第一報。その後、基本的には30分間隔でNアラートが配信される。
 - また、事業者からの情報等を集約した「原子力規制委員会事故警戒本部報」について、情報提供される。
 - ※ 被災状況により、原子力規制庁（宿日直）からFAXにより通知されることもある。

県組織内および防災関係機関との情報収集伝達の流れ<警戒2号体制対応班>

【情報収集事態】



■防災危機管理局警戒 2 号体制対応班

[情報収集事態【フェーズ 1】から災害警戒本部設置まで]

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	○対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング
警戒 2 号体制対応班 総務・広報班 <無線統制室> 情報・連絡調整班、広報課と連携	情報収集事態	<ul style="list-style-type: none"> ○隨時、情報・連絡調整班と連絡調整（情報共有） <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者からの連絡事項 ・国、福井県からの連絡事項 ・その他収集情報 <p>※ 1 時間ごとに警戒 2 号体制対応班内の打合せを実施するなど、全班員間の情報共有、意思統一に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒 2 号体制対応班を設置 ○要員参集（確保） ○状況に応じて、原子力防災室長、副局長、防災危機管理監等と連絡調整（情報共有） 	<ul style="list-style-type: none"> □随時、広報課と連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・報道発表資料提供 ・SNSによる発信文 ・県ホームページへの情報の掲載 □情報・連絡調整班作成の報道発表資料をセット、広報課へ提出 □報道機関、県民等からの問合せに対応 	<p>☆随時、情報連絡調整班と固定観測局による空間放射線量率の測定結果を共有</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○隨時、総務・広報班において取り扱った全書類を整理し、ファイリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒本部を設置（原則自動設置） ○災害警戒本部要員を招集 		<p>☆県緊急時モニタリング本部を設置</p> <p>☆県緊急時モニタリング本部要員を招集</p>

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	○対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング
警戒 2 号体制対応班 情報・連絡調整班 <無線統制室> 総務・広報班と連携	情報収集事態	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集体制を整備 <ul style="list-style-type: none"> ・通信機器の稼働を確認 【主な通信機器】 →各指令装置、防災情報システム、防災電話・FAX、IP-電話・FAX、NTT電話、TV会議システム、ノートPC ・県内地図、原子力施設の内部図（必要に応じて原子力事業者に提供を要請）等を準備 ・ホワイトボード等を配置し、収集すべき情報の項目を整理 ・防災情報システムに必要な事項を入力し、システムによる関係機関からの情報収集を準備 ○各種連絡を受信、内容を確認および情報を収集 ※併せて緊急連絡網を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者からの連絡事項 ・国、福井県からの連絡事項 ・原子力規制事務所（原子力防災専門官）および原子力事業者から現地情報を収集 →総務・広報班、府内各部局（特に、健康医療課）と情報共有 →県内関係機関へ伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒 2 号体制班を設置 ○要員参集（確保） 	<ul style="list-style-type: none"> □状況に応じて、報道発表資料を調製 (警戒 2 体制対応班班長決裁後、総務・広報班を通じて広報課へ提出) →県ホームページへ掲載 →府内各部局、土木事務所へ送付 →関係機関へ送付 □状況に応じて、しらしがメールにより情報を発信 	<p>☆固定観測局による空間放射線量率の監視を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認

2 実務遂行マニュアル
(1) 担当別

担当	区分	○情報の収集・整理・連絡	◎対策本部等の設置・運営	□広報活動	☆モニタリング
警戒2号体制対応班 情報・連絡調整班 <無線統制室> 総務・広報班と連携	情報収集事態	<p>情報収集・連絡時留意点 発災当初は混乱が予想され、電話では正確に伝わらない可能性が高い。また、「連絡した」「連絡を受けていない」と紛議になることもありうるので、電話の場合、①相手機関の応対者、②連絡時間、③連絡内容を必ず記録すること。</p> <p>時間に余裕がある場合は、FAXやメールなど文書によるやりとりを考慮すること。併せて、当該機関に情報が既に入っているれば情報収集し、情報が入っていないければ情報収集依頼と情報が入った時の連絡依頼をしておく。</p> <p>なお、電話の場合、分担して架電することになるので、以下の事項に注意すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①二重、三重に連絡するのを避ける。 ②聞くことを整理しておく。 ③必ず1つ以上の電話機を空けておく（相手方からの返信を受信）。 <p>○各種連絡事項および収集情報等を整理し、時系列表を作成</p> <p>○随時、情報・連絡調整班において取り扱った全書類を整理し、時系列表に沿ってファイリング</p>			
	警戒事態		<p>◎災害警戒本部を設置（原則自動設置）</p> <p>◎災害警戒本部要員を招集</p>		<p>☆県緊急時モニタリング本部を設置</p> <p>☆県緊急時モニタリング本部要員を招集</p>

メモ欄